

令和3年第4回定例会会議録（第3号）

令和3年12月6日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
上下水道企業管理者	岩 田 弘 君	総 務 部 長	末 田 信 也 君
企画戦略部長	安 部 政 信 君	観光・産業部長	松 川 幸 路 君
公営事業部長	上 田 亨 君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君
いきいき健幸部長	内 田 剛 君	建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君
市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君	防 災 局 長 兼観光・産業部参事	白 石 修 三 君
消 防 長	須 崎 良 一 君	教 育 部 長	柏 木 正 義 君
上下水道局次長	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
政策企画課長	行 部 さ と 子 君	文化国際課長	高 木 智 香 君
産業政策課長	竹 元 徹 君	農林水産課長	寺 山 真 次 君

高齢者福祉課長	入 田 純 子 君	子育て支援課長	宇都宮 尚 代 君
健康推進課長	樋 田 英 彦 君	保険年金課長	牛 島 照 美 君
介護保険課長	阿 南 剛 君	スポーツ推進課長	中 西 郁 夫 君
防災危機管理課長	中 村 幸 次 君	教育政策課長	奥 茂 夫 君
教育政策課参事	森 本 悦 子 君	学校教育課参事	松 丸 真 治 君
学校教育課参事	利 光 聡 典 君	社会教育課長	古 本 昭 彦 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	松 尾 麻 里
主 任	佐 藤 雅 俊	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第3号）

令和3年12月6日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○3番（美馬恭子君） 今回、最初が女性で、順番を見ていただいたら分かりますけれども、最後がまた女性ということで、ある新聞記者の方が、「オセロだったら、みんなひっくり返るね」というようなことを言われていました。

そういうことを言いまして、最初ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、学校の共同給食調理場についてお伺いしてまいりたいと思います。

前回、運営方式についてお尋ねした際に、新共同調理場の運営方法については、「あり方検討委員会の意見書に基づき令和5年9月の開設に向けて、効率的で安定した体制の詳細な検討を引き続き進めてまいります」との答弁をいただきましたが、その後どのようなになっているのでしょうか。進捗状況をお聞きしたいと思います。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

別府市では、日本一おいしい質の高い学校給食の実現に向けて、全国でも事例の少ない8,500食、3献立、手作り給食という本市独自の学校給食を実施します。その運営方法につきましては、これまでも様々な角度から効率的で安定した方法の検討を進めてまいりました。常任委員会、具体的には12月3日の厚生環境教育委員会におきましても報告をさせていただきましたが、調理と配送につきましては、民間が蓄積するノウハウを活用するために、市が責任主体となって民間委託する方向で検討を進めております。

なお、安全・安心な学校給食を提供するために、献立作成や食材の発注などは市が責任を持って直接行い、食物アレルギー対応につきましても、子どもたちの安全・安心のため新学校共同調理場とは別の場所で市が直営で行う方向で検討をしております。このことにつきましては、年内に市内全ての公立幼稚園、小中学校の保護者を対象にした説明会を開催し、丁寧な説明を行わせていただいた上で、保護者の御意見等を踏まえまして教育委員会に諮り、最終的な方針を決定したいというふうに考えております。

○3番（美馬恭子君） 別府市で、学校給食食育推進検討委員会が設置されていまして。その中で委員の方たちが、「共同調理場になることが決まりました。ここから建設までにいろいろ話し合い、2年間という時間を、よりおいしい給食を提供するためにどうしたらいいのか前向きに検討していくことが必要です」というような意見も出されていたので、今後、しっかり話し合いをしていただきたいというふうに思います。

民間委託する方向で進められているということですが、保護者の説明会、6回ほど準備されているようですが、しっかりと皆さんの御意見が聞けるように設置していただきたいと思います。

今回大きく変わっているのが、アレルギー食に関しては、市が責任を持って直営でとされていますが、これは新給食調理場でアレルギー食のみ直営で実施されるということなのではないでしょうか。その中身、また理由をお聞かせください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

食物アレルギーの対応につきましては、命に関わる極めて重要な案件であり、きめ細やかな対応が不可欠です。常任委員会においても御報告させていただきましたが、これまで教育部において継続して検討を重ねてきた結果、子どもや保護者の皆様の安全・安心のため、市が直営施設で引き続きその対応を行う方向で検討を進めております。このことにつきましても、先ほど答弁させていただきましたけれども、12月の保護者説明会において丁寧な説明に努めまして、御理解を求めた上で教育委員会に諮りたいというふうに考えて

おります。

- 3番（美馬恭子君） 当初言われていたこととアレルギー食に関してのみが少し違いますので、私自体も少し戸惑っておりますが、アレルギー食に関しては以前の保護者の説明会の中でもかなりたくさん質問があったように覚えております。また、食育推進検討委員会の中でも委員の方が、「大きな調理場になったときにはさすが管理が行き届くのだろうか」と思う反面、今まで少人数の中の1人という対象で自分の子どもを見ていただいていたことがとてもうれしかった。しかし、大きな別府市内の多人数の子どもたちの中の1人になってしまったときに、アレルギーの対応がどこまできめ細やかにできるのだろうかと思う」というような意見も出されていきました。「アレルギー対応に関しては、今までの現状維持がいいというふうに思う」というように、この委員の方もお話をされていきました。このようなことからお考えもあったのでしょうか、それにしても、もう少し早めに方針を説明していただければよかったですのではないかなというふうに思っております。

子どもたちの食に関しても、公から民へと移行するという事なのではないでしょうか。栄養士さんに関しては、直営の栄養士さんをやはり多めに配置していただいて、しっかりと献立作成、また指導の面でも運営していただきたいというふうに思っております。

それでは、次にまいります。地産地消に関してです。地産地消、オーガニック食材の導入についてということでお尋ねしたいと思います。

別府市学校給食食育推進等検討委員会の中でも、地産地消の推進について話もされています。その中で、本市では別府に愛着を持つ子どもたちを育てていくためにも、地域の生産者団体などとともに連携を図って積極的に地元食材を用いることや、郷土・地域料理の献立採用など地域の食文化の継承を行うとともに、関係部署とも連携を図り地産地消の推進に取り組むと言われていますが、その面に関してどのようにお考えになっているのでしょうか。別府市は中山間地域が多く、農業が盛んであるとは言い難いです。地産品を学校給食に取り入れるのは簡単ではないと感じていますが、その実現に向けて市として取り組んでいられることがあるのでしょうか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

農林水産省が掲げる地産地消は、県産品のことを指しております、その達成率の目標値を30%としております。本市の学校給食では、令和元年度、単独調理場では52.7%、共同調理場では46.5%となっており、いずれも農林水産省が目標とする達成率を上回っております。しかしながら、地産品につきましては、2.4%と達成率が極端に低いのが現状です。このような実態から、新共同調理場で地産品を積極的に取り入れるために、現在、農林水産課と連携をしまして、市の生産者から直接話を聞く場を設けたり、学校給食に使用可能な大根やニンジン、白菜などの食材を試験圃場で栽培したりするなど、地産品の割合を高めるための取組を始めております。

- 3番（美馬恭子君） 私が議員になる以前からこの問題は何度となく議会でも取り上げられていると思いますが、大きな改善がされているようには思えません。学校で毎日食べる給食、子どもの心と体をつくります。今、世界中に広がっているのは、オーガニック食材の波です。せめて無農薬米100%、学校給食のお米を100%有機無農薬としている市も出てきています。学校給食は大きな消費の場です。手間はかかるかもしれませんが、これから育つ子どもたちに農薬を使わないお米を提供できれば、農家にとっても大変大きなメリットになるのではないのでしょうか。まず最初の一步という点から、ぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

元農林水産大臣の山田正彦さんが、オーガニック農法の大切さ、学校給食での有機食材の活用を訴え続けられています。農水省が学校給食を有機食材で取り組むとの方向性も出しています。「日本一おいしい給食を」とうたうのであれば、この機会にしっかりと取組

を進めていただきたいと思います。

さて、次にまいります、「日本一おいしい給食」、この言葉がいつも出てきます。「別府市の学校で日本一おいしい給食を作るのだ」という話が毎回のように出てきていますが、私の中では漠然としていまして、なかなか見えてきません。日本一おいしい給食、味のおいしさはもちろん、食物アレルギーの対応をはじめ地産地消の推進や食育の充実など、子どもたちの健やかな成長に欠かすことができない心にも体にもおいしい給食のことです、と言われてはいますけれども、何をもって日本一と評価するつもりなのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、別府市が目指す8,500食、3献立、手作り給食は、実施形態そのものが本市独自のおいしい学校給食を目標とする取組でございます。特に手作り給食につきましては、全国的にも事例の少ない手作り準備室を設けて、例えばハンバーグの素材とするタマネギをみじん切りにして炒めたり、それをひき肉と混ぜ合わせて成形したりするなどの家庭の料理に近い手作り工程を取り入れます。さらに、その調理にはこれまでできなかった焼き物調理を実現するスチームコンベクションオープンを使用して、焼き目のついたおいしい手作りハンバーグを提供します。

また、現在ワーキンググループにて別府市観光の現状と課題について協議を行っており、その4本柱の1つに「食と観光」というコンセプトを掲げております。別府市に訪れた観光客を別府で取れた食材でおもてなしするというコンセプトを学校給食にも取り入れ、別府市で取れた食材で別府市の子どもたちを育む地産地消を推進する計画です。

このような取組が、子どもたちにとって日本一おいしい給食という評価の一つになるものと考えております。

○3番（美馬恭子君） 8,500食、そして3献立、手作り中心ということですので、今までとは違って調理の流れも複雑になるのではないかなというふうに思いますし、人員の配置もそれなりに必要でしょう。また、機器の整備も今まで以上に必要なのかもしれない。そこら辺をきちっと考えてそういうふうの方針を立てられたのであれば、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っています。基本的には、私はこの段階に至っても自校給食がよいとは思っていますが、せめて日本一おいしい給食、そして子どもたちのためにということで、これから先もしっかり検討を続けていただきたいと思いますというふうに願っています。

この項、最後になります。食育についてお伺いしたいと思います。

食育基本法の中で子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。今、改めて食育を生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるというふうに食育基本法ではうたわれています。「食」を選択する力を習得して健全な食生活を実践できるように、幼い頃から教育をしていく、それが学校給食というものの考え方だというふうに思っています。

以上のことから、共同調理場が完成した後に、今後、食育についてはどのようになっていくのでしょうか。調理員との触れ合いもなく、食育が後退するのではないかと、また、学校で適切に行われていた食育の回数が減るのではないかとというふうに考えていますが、食育の充実についてどのように進めていこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

食育につきましては、これまでも栄養教諭等が中心となって各小中学校における食に関する指導や給食の管理などに取り組んできました。新学校給食共同調理場供用開始後も、その日の給食を題材に盛り込んだ事業など、給食を生きた教材として活用いたします。

また、新学校給食共同調理場は、学べる調理場としての2階の見学通路や多目的室など

整備いたしますので、児童生徒が見学を訪れ、給食はどこで誰がどのように作っているのかなど、調理員と子どもたちが直接触れ合う機会を創出いたします。そのような取組を着実に実行するため、来年度、市教育委員会が中心となって有識者や保護者、学校関係者で構成する学校給食運営委員会を設置する予定です。「食」を正しく選択する力を育み、将来にわたって自立した食生活ができる子どもを育成するための別府市食育推進計画を策定するなど、食育の充実をより一層図ってまいります。

- 3番（美馬恭子君） 食育に関しては、単独調理場のほうが言うまでもなく有利であるというふうに思っておりますが、今後しっかりと連携をして食育を進めていくということですので、そこら辺はきめ細かく食育活動をしていただきたいと思います。願っております。

移行計画は着実に動いていますし、多くの保護者の方が自校給食方式を維持してほしいとの願いから署名活動を出されたりもしました。保護者説明会もありました。その後に学校給食シンポジウムも開かれました。多くを学ぶ機会も持てたと思います。また検討委員会の開催、中身も深くされたというふうに考えています。

しかし、計画が進んでいく段階での発信が少し市民に対して遅いように思うのは、私だけではないような気がいたします。大きな税金を使って未来の子どもたちのためにと動いていくのであれば、きめ細やかな発信をしていただくことこそが大切なのではないのでしょうか。

再度お願いいたします。今回の保護者説明会の実施に当たっては、多くの方々がしっかりとお話が聞けるような場を設置していただき、真摯にお話を聞いていただいて、2年後の共同調理場がしっかりと皆さんに受け入れられる形になるように進めていただくことをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、次の質問に入ります。子育て支援についてということでもう一度伺っていただきました。

最初に、子供の医療費無料化についてということで再度お尋ねしたいと思っております。この項目に関しては、何度となく質問させていただきました。今回もしつこいようですが、再度質問させていただきます。

令和2年の10月から子ども医療費の助成範囲が拡大されました。現在、対象者はどのぐらいいて、助成金額、どのようになっているのでしょうか。

- 子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

令和2年10月診療分から市町村民税非課税世帯の小中学生の通院・歯科・調剤等の助成を開始し、令和2年度の対象者は延べ292名、令和3年11月30日時点での対象者数は延べ178名でございます。令和2年10月から令和3年9月までの助成額は、474万6,216円でございます。

コロナ禍で感染症対策が徹底された結果、インフルエンザなど他の感染症の流行がなく、子ども医療費の助成額は全体的に大幅に減少していたことから、今後は助成額の増加が予想されます。

- 3番（美馬恭子君） 大分県内の状況も、以前質問したときと大きく変わりません。やはり大分市と別府市の2市が市町村民税非課税世帯の小中学生の通院に係る子ども対象となっています。少子化で子どもの人数が少なくなっているのは、今に始まったことではありません。今、子育て支援を中心に置いて市政運営をしていこうとしている市町村は大変多くなっています。子どもの医療費助成制度の対象年齢を2020年度に引き上げた町村は100以上にも上るといふふうにされています。別府市で子育てしたいと思っただけのように、基礎体力が弱い小学校4年生までの助成対象を拡大するなど、子どもの医療費の助成範囲拡大については、今後も引き続き検討いただきたいと思います。小さなお子さんが病気の初期段階で受診することで、結果として医療費の抑制にもつながり、また

家庭への経済的な負担の軽減にもつながることは、子育て支援においても大変重要なことだと考えていますが、どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

今後の受診状況等の検証をした上で、近隣自治体の助成状況を情報収集し、医療費助成の在り方について引き続き検討を重ねてまいりたいと存じます。

○3番（美馬恭子君） 近隣自治体の助成状況を見て引き続き検討をとの答弁は、今までに数度となく聞かせていただきました。この間、中津市では小中学生の通院に係る医療費の助成拡大を実施しています。また、宇佐市では10月から子ども医療費の助成を高校生まで引き上げました。子育て世代の経済的負担を減らすとともに、病気の早期発見や治療促進を目指すとしています。このように近隣では動き始めています。ぜひ今後の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、次は幼児教育、現状と考え方ということでお尋ねをしたいというふうに思っております。

別府市就学前の子どもに関する教育等協議会において多数議論がされてきていますが、今後の別府市の対応性としてはどのようにお考えになっていくのでしょうか。そこら辺をお伺ひしたいと思います。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

本協議会では、別府市全体の質の高い就学前教育等の提供について多様な立場から協議が行われ、貴重な意見をいただきました。具体的には、子どもの育ちの保障につながる園児集団は、1学級当たり20人から30人で、1園には複数学級あることが望ましく、園児数の減少や施設の老朽化を踏まえ、市立幼稚園の適正配置の検討が必要という意見がありました。

また、別府市の認定こども園数の割合は低く、保護者や施設運営者にメリットが理解されていない可能性があるため、認定こども園の普及促進に向けて政策的に取り組むことが必要ではないかという意見がありました。そして、別府市全体の質の高い就学前教育等の提供をさらに進めていくためには、市長部局と教育委員会に分かれている行政窓口の一本化をするべきではないかという意見もありました。

これらの意見を踏まえ、別府市の就学前教育・保育のあり方に関する基本方針や実施計画の策定に向けて、市民福祉部と教育部で協議を重ねているところです。来年度には具体的な基本方針と実施計画を作成したいと考えております。また、質の高い就学前教育等の総合的・一体的な提供をさらに進めていくために、市民福祉部と教育部の連携・協力を推進しているところです。

○3番（美馬恭子君） 幼児教育に関しましては、今回の教育等協議会の中でもありましたが、本当に待ったなしの現状です。共働きが当然となり、早ければ「ゼロ歳からが教育」と言われる中で我が子をどのように育てようかと悩む親も多いことでしょう。少子化の中で思うように公立幼稚園が維持できず、また多様性の中で少し他人と違うことも認められるはずなのになかなか受け入れてもらえないと悩んでいる親も多いようです。民間での多様性を持った教育は、負担も多く厳しいという意見もこの中では聞かれていました。

ぜひ幼保小連携においても、市立幼稚園が中核となるように公立小学校と市立幼稚園・保育所とのネットワークを充実させていくということが期待されていますので、今後しっかりと実施計画、整えていっていただきたいというふうに思っています。

さて、その中でもありましたが、保育所や幼稚園で障がいのある子どもを受け入れています。細やかな対応が必要というふうに思っています。今後、この点に関してはどう発展させていくおつもりでしょうか。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

現在、市立幼稚園においては、特別支援教育専任教員 8 名と特別支援教育支援員 5 名を各園に配置して、特別な支援を必要とする園児の支援を充実させています。専任教員につきましては、園児の実態に応じて適切な支援を行うため、個別の指導計画を作成し活用するとともに、園児によっては養育機関などと連携を図っております。支援員につきましては、特別支援教育コーディネーターや担任教員等と連携を図りながら、特別な支援を必要とする園児に対して日常生活上の介助や保育支援、安全確保等の支援を行っております。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

事業としましては、私立の認可保育施設において障がいのある子どもを柔軟に受け入れ、安全な保育サービスを提供できる体制を整えることを目的としまして、障がい児保育事業並びに障がい児保育事業促進対策事業を実施しているところです。

令和 2 年度におきまして補助制度を拡充いたしました。今後も障がいのある子どもの特性を踏まえた育成支援が継続的にできるよう、体制づくりを強化していきたいと考えております。

○3 番（美馬恭子君） 公立小学校とも連携して、多様な子どもたちが共に学べる環境づくりをしていくこと、本当に必要だと思います。誰一人置き去りにしない教育は、就学前からの関わりを欠かすことはできません。ぜひ、この面でもしっかり配慮していただきたいというふうに思います。

今回、支援学校を視察させていただく機会がありました。別府支援学校、南石垣支援学校に寄せていただきました。幼稚園から高校までの一貫支援、しかし、今少し様変わりしてきている様子もお聞きしました。様々な意味で教育を考えていく、そんな時期に来ているのだと痛感しております。ぜひよい意味で発展していきますように、よろしく願いいたします。

さて、続きまして、学童クラブの運営に関して、市としての補助体制についてはどのようになっているのかということをお聞きしたいというふうに思っています。

コロナ禍の中で学童が担ったことは、大変大きなものがあったと思います。しかし、市からの通達が後回しになったというような話も聞きます。また、子どもたちが密になり、大変厳しい状態であったということも聞きました。それでも多くの子どもたちを受け入れ、保護者のニーズに応じてこられたことには、心より感謝したいというふうに思っております。

学童クラブは、放課後児童健全育成事業の通称になります。保護者が共働きなどによって昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援して健全育成を行う専門の職員、放課後児童支援員等が従事しております。市としての補助体制、どのようになっているのでしょうか。そして、支援員の就労形態は非正規だったりパートだったり、それぞれであるのが現状のようです。支援員が働き続けることができるために福利厚生面でのしっかりとした支えなどがなければ続けることができないというふうにも思われます。市として支援員に対する補助的な政策は何かあるのでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、現在、市内 37 のクラブに放課後児童健全育成事業の委託業務として、就労などにより保護者が家庭にいない幼稚園・小学生に対し授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を行っていただいております。

人件費等の放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費は、国の補助要綱に沿って入所の人数や開設日数などにより積算した金額をお支払いしております。ただし、支援員さんへの給与、福利厚生などの雇用形態は、国や県・市などで統一した基準はなく、各クラブで決定している状況です。

市といたしましては、現在、国の基準に準じておりますので、さらにそれを補完する単

独自の補助的な政策はございませんが、国や県へ支援員の処遇改善について今後も要望していきたいと考えております。

- 3番(美馬恭子君) 昭和51年度から留守家庭児童対策や健全育成対策として国庫補助を開始し、始めました。その後、平成10年に児童福祉法改正によって放課後児童健全育成事業として法制化されております。御承知のとおり保育所も学童クラブも国民のニーズから生まれてきたものです。その後の運動、また社会情勢の中で法制化されてきました。保育所は、働く女性の運動から始まり70年以上、もっと昔からの歴史を持っています。様々な社会情勢の変化の中で今日に至っていますが、保育士さん等の処遇改善には、まだもう少し長い道のりが必要なようです。

さて、話を学童クラブに戻しますが、今や学童クラブの位置づけは大変大きくなっています。少子化の中、学童に在籍する子供の数は年々増えているようです。運営主体が様々、雇用形態もばらばら。国からの補助制度によって運営されていますが、かなり厳しいのが現状のようです。令和2年4月1日に施行された放課後児童クラブの職員に関する基準、人員配置資格要件が、唯一の従うべき基準から参酌すべき基準に改正され、全てが参酌事項となってしまいました。職責に見合った処遇改善も、なかなか難しいのが現状です。

市は、各学童、運営主体が異なり、なかなか統一していくのは難しいと言われますけれども、ぜひ公的に整備を行う、そして児童支援員、指導員、働き続けられるように福利厚生、しっかりとしていただきたい。それを国に求めていくということでしたけれども、市が率先してしていくというふうな形でぜひ国にも求めていっていただきたいというふうに思っております。今後、学童クラブの数はまだ増えるかもしれませんが、ぜひ指導員の先生たち、働き続けられるようにということ考えていっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。美術館・図書館一体構想とはということで、まず最初に別府市の美術館についてお尋ねしたいと思っております。

2017年に旧ニューライフプラザに移転した市の美術館、オープン式典で長野市長は、「市の美術館が一時的とはいえ市内になかったことは、多くの市民に寂しい思いをさせてしまったと思う。しかし、皆さんの協力のおかげで、こうしてオープンの日を迎えることができました。今まで以上に親んでもらえる美術館として、今後も新たな工夫や企画を考え、一度も美術館に来たことがないという人にも来館してもらえたらうれしい」と御挨拶されています。6月議会で荒金議員も質問されていましたが、念願の来館者数は、令和元年度が約1万5,000名、令和2年度はコロナ禍ということもあつたのでしょうが、約9,000名ということでした。この中で年に二十数回の企画展も計画されています。努力されていることに関しては大変敬意を表したいと思えます。しかし、なかなか来館者数が増加しないというのは、本当に寂しい限りです。

さて、子どもにとって美術品を見ることは、情操教育に必要だと思っておりますが、社会見学などでの利用は今までにもあるのでしょうか。お尋ねいたします。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えします。

これまで、近隣の小学校や日出の小学校からの御利用をいただいております。

美術館を訪れ、絵画などの美術品に触れることは、子どもたちの情操教育にとっても重要なことであると認識しております。今後も引き続き多くの学校に御利用いただけるよう、小中学校校長会を通じて利用の拡充に努めてまいりたいと思っております。

- 3番(美馬恭子君) 市の中でも比較的交通の便利な場所に位置しておりますし、多くの子どもたちが美術品に触れ合うことができるように、ぜひ学校とも連携して企画などを考えていただければというふうにも考えています。大きな美術館にはできないようなアットホームな企画、市民が参加できる企画、とんぼチャンネルでは「林館長の今でしょ!テ

レビの前で美術実技講座」が発信されています。本当にすてきな取組だと思っています。いろいろと工夫されて、市長がおっしゃったように、美術館に行ったことがない人までも取り込むような、そんな別府らしい美術館になることを心より願っております。

さて、現在の美術館は、もともと美術館として建てられた建物ではありませんが、今の形を今後どのような形で継続されていくのか、活用されていくのか、教えていただきたいと思っております。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えします。

議員言われますように、もともと現在の美術館は、美術館として建てられた施設ではないことから、展示のための部屋割り・レイアウトなど工夫が必要であると思っております。

今後の美術館の管理運営などにつきましては、計画的な施設整備の実施や展示方法の工夫を図るとともに、新図書館との連携した今後の在り方について、現在配置しております学芸員の活用、協議会や運営委員会などの設置についても検討してまいりたいと思っております。

○3番（美馬恭子君） そして、美術館にはかなりの貯蔵品もあると、この間伺っております。そういう展示されていない作品の管理などについては、どのようになっているのでしょうか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

展示しておりません絵画などの作品につきましては、貯蔵庫にて24時間空調などを入れまして温度管理の上管理をしております。

○3番（美馬恭子君） 移転後5年、なかなか認知度も上がっていないように思います。広く市民の方に認知していただいて、今まで一度も行ったことのない人が美術館に気軽に足が運べるような、そんな美術館を目指してしっかりと充実させていただきたいというふうに思っていますが、この点でどのような方法で認知度を広めていこうというふうにお考えでしょうか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

さきの議会でも答弁いたしました。積極的なメディアでの情報提供や所蔵品のデジタルアーカイブ化による情報提供により多くの方々の目に触れられるよう取組を図ってまいりたいと考えております。また、来館を促せるような魅力ある企画展覧会の開催も今後検討してまいりたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 先ほどお話ししました林館長は、我が家の三男坊が中学でたしか美術を教えていただいていた先生です。学芸員という立場では会計年度職員の方がいらっしやるようですが、美術館が認知していただき発信していくためにも、企画展示の予算も大切です。人の配置も大切です。いろんな形で今の美術館が大きく発信していけるように一体化構想を拡げていただきたいというふうに考えております。

さて、引き続きまして、図書館について具体化、内容についてお伺いしたいと思います。

図書館については、どのようなものをお考えになっているのでしょうか。これまでのオープンプラットフォーム会議など様々な意見を聞いてきたと思っておりますが、私自身も参加して、その回ごとに本当に楽しいお話をお伺いでき、理解が深まってきたというふうに思っています。しかし、全体をまとめてみると、それぞれがどのようにつながって、最終的にはどのような図書館ができるのかイメージ化することは本当に難しいです。新図書館は、これからどのような手順で具体化されていくのでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

オープンプラットフォーム会議は、どなたでも参加できる公開型のもので、図書館の専門家など様々なゲストとともに新図書館等整備のプロセスを共有する目的で実施しています。

平成30年11月からこれまで計7回開催し、それぞれの回では様々な御意見をいただい

てまいりました。令和元年度には、それまでの御意見などを踏まえ基本計画を策定し、別府市新図書館の整備の方針やコンセプトを示しました。現在、まさに基本実施設計及び管理運営計画策定委託業務の公募型プロポーザルを実施中ですが、これは設計に対する考え方や基本計画を具体化するためのノウハウを持った事業者を選定するためのものです。来年1月下旬には事業者を選定、提案を基に協議を経て建物の設計や公民連携の管理運営計画の策定に着手する予定です。その後の過程において、市民の皆様にはオープンプラットフォームなどの場を活用いたしまして、別府市新図書館が形になっていくプロセスをお示しし共有を図りたい、このように考えております。

- 3番（美馬恭子君） やはりなかなか全体の様子が思い浮かばないのは、私だけではないかというふうに思っていますけれども、今後も機会あるごとに説明をしていただいて、立派なものが、また市民が憩える図書館ができるようにと願っております。

公民連携という形で管理運営をされていくということですが、今後、それについての説明、また話し合い、そして別府のまちが持続的にどのようにしていくのかという点でお話しいただければと思います。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、今後、オープンプラットフォーム会議などの場を活用いたしまして、経過・プロセスを共有してまいりたいと思いますが、別府のまちが持続的に発展していくためには、産業や福祉、またこのまちに暮らす人たちの暮らしと成長を支えていくことが大切です。

新図書館は、行政が直営する重要な社会インフラであり、一人一人の夢の実現を手助けする場、生きるため、考えるための知の拠点として存在する意義があると考えております。公民連携による管理運営によって、例えば、これまで一度も図書館を利用したことのない方が施設を訪れ、図書館利用につながる。また、資料や情報に触れ、日々をよりよく生きることができる、そのような場であることに気づくきっかけになることを期待しております。行政と民間が得意な分野を生かし、よりよい公共サービスを提供することによって地域が発展し、施設を利用する多くの市民にその効果を実感していただき、将来にわたって豊かな暮らしを得られるよう、今後の管理運営計画策定に努めてまいります。

- 3番（美馬恭子君） では、この項最後のところでお伺いしたいと思います。そもその構想であります図書館・美術館一体化構想として考えるときに、図書館として、美術館としてどのように連携されていくのでしょうか。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

知の創造拠点、情報発信拠点としての機能を生かし、美術館に限らず周辺施設や公共施設の情報を発信することによって利用者を現地にいざない、回遊性を促す役割を果たせるというふうに考えております。

- 3番（美馬恭子君） 冒頭でお話ししましたとおり、長野市長の言葉ではありませんが、今まで以上に利用してもらえる図書館、一度も図書館を利用したことがない人にも来館してもらえる図書館になるように、そういうことを心から願っております。そして、今後も説明を引き続きしていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

では、引き続きまして、最後の質問に入っていきたいと思っております。高齢化社会、福祉行政についてということで質問させていただきます。

今少し落ち着きを見せてきていますが、昨年から長期間にわたるコロナ禍の影響で体調を落としている高齢者も多くいるのではないかと思います。要介護4以上の方は、コロナ禍にあってもそういうことにはかかわらず支援が必要です。介護サービスは継続して利用していると思いますが、要介護3以下の方々は、居宅でのサービスを控えたりしているようです。個々で必要なサービスはしっかり受けることが、介護予防にもつながると思

ます。それには一人一人の声をしっかり拾っていくことがとても大切です。毎日の業務多忙な地域包括支援センターで全世帯を回することは困難であるかもしれませんが、今までも市としての把握はどうでしょうかとお伺いしたときに、なかなか状況的には厳しいというようなこともお聞きしました。それならば自治会や民生委員の方など組織とも協力して、地域全体で見守ることが本当に必要だというふうに思っています。

地域でもひとまもり・まちまもり協議会が立ち上がっています。それぞれの地域課題に連携して取り組むこともあります。その辺とも協力しながら対応されていくということなのでしょう。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

現在、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、本課において地域包括ケアの推進のため、日々様々な介護サービス支援に取り組んでいるところでございます。

70歳以上の高齢者が増加していること等に伴い要介護認定者数も増加傾向にある中、困りがある方への支援として地域包括支援センターが関わる役割も多く、業務が増大している状況ではございますが、日々しっかりと業務を担っていただいている現状ではございます。しかしながら、高齢者の方々が住み慣れた地域で生き生きと過ごすことができるために、議員御発言のとおり様々な機関・組織との連携協力につきましては、これからますます必要であると考えております。

現在、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者という状況でございます。介護保険課といたしましては、コロナ禍で高齢者の日常生活が制限されている中ではございますけれども、引き続き介護サービスの充実に努めながら、今後ひとまもり・まちまもり協議会や福祉行政とともに高齢者の見守りや安否確認などにつきましても知恵や意見を出し、情報を共有しながら協働で取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 後期高齢者になって初めて病気で入院された方が、寛解して自宅に帰るといふふうになったときに、今までできていたことができなくなって、このままでは自宅に帰れないとなるケースが決して少なくありません。このようなことを少しでも軽減していくためにも、早期の段階で介護サービスに導入できるような支援制度が必要だと私は思っています。今後、協働での取組の中で広がりが見えていくことを心から願っております。

さて、次に入ります。後期高齢者医療費が上がるという話になっておりますが、窓口負担が1割から2割に引き上げられ、これに関して別府市ではどの程度の試算がされているのでしょうか。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

後期高齢者医療費の2割負担についての試算ということでは、今のところ行ってはおりません。別府市の後期高齢者医療の被保険者の医療費について参考までにですが、一部負担金を含めた費用額で令和2年度は218億円でございます。令和2年度の4月から3月までの被保険者数の平均は2万243人ですので、1人当たりの医療費は1年で108万円程度となっております。

○3番（美馬恭子君） 2割になるという話を聞いて、これは大変、病院に行くことができないというような話をされている高齢者の方もいらっしゃいます。具体的にはどのようになるのか教えてください。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで後期高齢者支援金の急増が見込まれることから、現役世代の負担を少しでも抑えるため、後期高齢者医療被保険者のうち一定の所得基準に該当する方については、高齢者の医療の確保に関する法律の改

正により窓口負担の割合が1割から2割に変更されます。2割負担の所得基準は、課税所得が28万円以上で、かつ年金収入にその他の所得を加えた金額が200万円以上となっております。後期高齢者医療の被保険者が2人以上いる世帯は、200万円が320万円となります。現在のところ、実施時期については令和4年度の後半ということしか示されておりませんが、詳細が決まりましたら、事前に広報する予定です。

- 3番(美馬恭子君) 私は、医療費の負担増に関しては反対です。決して容認しているわけではありません。しかし、この引上げに関してはあまりにも分かりにくいのが事実ではないでしょうか。理解できない制度で混乱を来すのではないかというふうに考えておりますし、後期高齢者の方が病院に行くのを控えるのではないかというようなことも考えたりしてしまっています。

この中で若者世代、現役世代の方々の負担もどのくらい減るのかということをお聞きしましたが、導入効果は1%にとどまるというような話をお聞きしました。こんな中で、今、後期高齢者にとって大切なのは、重症化しないこと、やはり病院には行っていただききちっと検査をしていただき、介護もしっかり受けていただき重症化していかないこと、そして地域で暮らしていくことが一番大切なのではないかと思っておりますので、この点を踏まえて今後も説明なり質問に対しては真摯に応えていっていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、最後になります。補聴器に関してのお話をお聞きしたいと思います。

以前、補聴器に関しては陳情書も出されたりしておりますが、なかなか思うようにはいっていません。この間、新聞に折り込みが入っていましたので見ましたけれども、両耳で14万円台から32万円台、また高いのでは44万円台とかなり高額になっております。おまけに充電器や電池など必要なものを入れればさらに高額になると考えておりますが、補聴器購入に関して補助制度、どうなっているのでしょうか。

また、認知症や鬱が進行するというようなことも言われています難聴者の状況はどうでしょうか。人数は把握されていますか。

- 高齢者福祉課長(入田純子君) お答えいたします。

加齢によります難聴者の人数等の状況につきましては、国も含め関連する施策がなく、個人々人での対応となっていることや、それぞれ個々の程度や状況、嗜好が異なること、また本人に自覚がないような潜在的な方もいらっしゃることから、人数など実態の把握はできていない状況です。

- 3番(美馬恭子君) なかなか補聴器に関しての補助制度、できていないようですけれども、全国では35市区町村で助成がされていますし、所得制限もつけているところや年齢が指定されているところもあります。自己負担一定額を出す、それに対する補助というところもあります。認知症の引き金とも言われていますし、難聴は「ほほ笑みの疾患」とも言われています。聞こえないからと笑ってごまかしたりすることもありますので、ぜひ市として独自の支援、広い観点からの補聴器制度の導入、お願いしたいと思いますので、このことをお願いして、私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

- 11番(穴井宏二君) では、通告の順序に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

まず、HPVワクチン、子宮頸がんの予防ワクチンについて質問をしたいと思います。

先日、厚生労働省から発表されました文書、11月26日に発せられました文書をまずちょっと読みたいと思います。

「ヒトパピローマウイルス感染症に関わる定期接種の今後の対応について」ということが発表されました。

「令和3年度第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められた。また、HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態については、引き続きHPVワクチンの安全性の評価を行っていくこと、接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の診療実態の継続的な把握や体制強化を行っていくこと、都道府県や地域の医療機関等の関係機関の連携を強化し、地域の支援体制を充実させていくこと」など発表されまして、「今後の対応の方向性も踏まえつつ、当該事態を終了させることが妥当となされたところである」ということで、「以上を踏まえ、平成25年度通知は、本通知の発出をもって廃止する」というふうに発表されました。

こういうふうなことが発表されまして、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関し、貴職におかれては、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい」という文書が発出されました。

子宮頸がんは、今も年間1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人もの女性が亡くなっております。子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンは、2011年度から定期接種になりましたけれども、2013年6月に、国は積極的な接種勧奨を差し控えることにしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、70%近くあった接種率は1%未満にまで激減をいたしました。国のほうとしては、昨年10月と今年1月に2度にわたりまして、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び対象者等への周知について通知を発出し、市町村にHPV定期接種対象者への情報提供の徹底を求めました。

そこで、先ほど厚生労働省の文書を読ませていただきましたけれども、昨年10月に国から対象者への情報提供に関わる指示がまずありました。それに対する別府市の対応としてはどのように対応していくのか、また今後の予定はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

昨年度につきましては、他の予防接種の周知と併せて小学校6年生に対しては学校を通じて、また高校1年生には郵送による個別通知を実施、また10月にヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知についてに関する国からの通知後は、11月には中学1年生から3年生に対しまして、学校を通じて予防接種についての周知文を配布いたしました。さらに、市内の指定医療機関にポスター掲示による周知等の協力もいただきながら情報提供に取り組んできました。

今年度につきましては、市内の指定医療機関へのポスター掲示、ホームページの内容改修のほか、高校1年生への個別通知の送付、中学3年生への他の予防接種の周知と併せた予防接種の周知文を学校を通じて配布しております。

今後の予定としましては、1月中旬頃に対象者全員への周知文の配布やホームページでの周知を準備しているところでございます。

○11番（穴井宏二君） 個別通知を実施した世代における、令和2年度及び個別通知を実施していない令和元年度の接種状況はどうか、お伺いしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） まず、対象者数になりますけれども、令和元年度が2,698人、令和2年度が2,668人です。

次に、接種件数の実績ですが、令和元年度の接種件数は延べ73件、令和2年度の接種件数は延べ252件と、接種件数の増加が見られております。

○11番（穴井宏二君） 急な国からの指示であったにもかかわらず、迅速に対応いただいたのに感謝申し上げたいと思います。

また、前年度より接種者が増えたのは、郵送による個別通知、特に15歳、高校1年生ですかね、郵送による個別通知の成果があったのではないかなと思っていますところ。定期接種期間内に正しく判断するための情報が届けられたので、接種したいと思った人が接種できたことは、本当によかったかなと思っています。

また、接種率につきましては、特に回答はなかったのですが、ちょっとデータを見るにかなり低いのではないかなという感じがいたします。今回の通知は接種をお勧めする内容、強い内容ではなかったような気がしますので、やはり受け取った人がちょっと戸惑ったところもあるのではないかなと思っていますところ。

そこで、厚生労働省からは、市町村長は、ヒトパピローマウイルス感染症に関わる定期接種については、平成25年の通知が廃止されたことを踏まえて、予防接種法第8条の規定による勧奨を行うこと、具体的には対象者、またはその保護者に対し予診票の個別送付を行うこと等により接種を個別に勧奨することが考えられる、郵送ではないかなと思いますね。

なお、予防接種法施行令第6条の規定による周知については、やむを得ない事情がある場合を除き個別周知とし、確実な周知に努めること、こうした個別の勧奨については、市町村長は、接種実施医療機関における接種体制の整備等を説明、基本的に令和4年4月から順次実施することとあります。

そういうふうなことで接種勧奨が再開となった場合に、市としてはどのような周知を予定しているのか。周知対象者及び、また周知方法についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

接種勧奨が再開された後につきましては、これまで同様に対象者全員への個別による通知や医療機関並びに学校を通じた周知、また市報やホームページ等様々な方法により対象者並びに保護者の方々が予防接種に関して理解と判断ができるよう、ワクチンの有効性や安全性に関する正しく必要な情報などを提供した周知に取り組んでいきたいと考えております。

なお、以前より市内の指定医療機関に受診票を設置して、いつでも予防接種が受けられる体制を整えており、周知とともに接種を希望する方が接種しやすい環境づくりにも努めていきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） 今の答弁では、これまで同様ということですが、やはり学校を通じた周知では、なかなか保護者が見ないということも、また渡されないということもたまにはあるのではないかなと思いますので、やはり定期接種施行令——政令ですね——においては、これは義務があると明記されておりますので、極力個別周知、特に学校を通じたお知らせ、文書の配布以上にやはり確実な周知をするためには、郵送による個別周知をすべきではないかなと思います。そういうふうな郵送による個別周知をお願いしたいかなと思います。

ところで、次の質問でございますけれども、個別周知を、個別勧奨するに当たっては、今まで個別勧奨を受けていない定期接種の対象者であって年齢の高い方に個別勧奨を進めることが考えられる。例えば令和4年度13歳になる女子、令和5年度に13歳になる女子、令和6年度に13歳になる女子等ですね、厚生労働省からもこういうふうな文書が来ているのは御存じだと思いますけれども、そういうふうなキャッチアップと申しますか、HPVワクチンの定期接種対象年齢を過ぎた方に対して接種費用の一部を援助する、そういうふうなことも厚生労働省のこの文書の中には含まれているのではないかなと思いますけれども、それについては、市としてはどのように考えていらっしゃるのかお答えください。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

積極的な接種勧奨を差し控えた間に接種の機会を逃した方の対応については、現在、国のほうでも公費による接種機会の提供等に向けて対象者や機関等についての議論が開始されたところでありますので、方針が決定されれば速やかに対応できるよう準備してまいりたいと考えております。

また、別府市独自での助成等につきましては、国の動向にも注意し、他の市町村の実施状況や別府市医師会などの関係団体とも協議しながら調査研究してまいりたいと考えております。まずはワクチンに関する正しい情報や相談窓口の情報等をしっかりと対象者並びに保護者に発信することが重要であり、希望される方が正しく判断できるよう情報提供に取り組んでまいりたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君） 積極的な勧奨がこれから始まると思うのですがけれども、この影響を今まで受けている世代は、御本人さんたちは何もこのことに過失はないわけですね。それによってこの、不幸にもと申しますか、そういう子宮頸がんで大変な状況になったという方もありますけれども、特にこの積極的勧奨につきましては、法令上、市町村に対しましては周知と接種勧奨の義務が出てくるわけですので、また、住民には知る権利があります。定期接種という位置づけでありますので、そこら辺に関しては、今、部長答弁でおっしゃいましたけれども、国の動向を注視するというところでございますので、今後、国が救済措置を実施するとした際には、ぜひとも早く接種していただきますよう、個別郵送通知によって自分が対象者なのだというふうなことを分かるように、確実にお知らせをしていただきたいと思いますので、ぜひ前に前に進めて、救済措置を含めて進めていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

では、この質問はこれで終わります。

続きまして、6次産業につきまして質問をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

6次産業化の促進についてということに主に質問したいと思っておりますけれども、別府市には御存じのとおり山また川、また海といった自然環境に恵まれた環境で、多くの観光客の方も訪れているところでございます。しかし、時々感じることは、やはり別府に行ったらこれを食べてみたいとか、そういうふうな、またこれをお土産に買って帰ろうとか、そういうふうなことがなかなかぴんと浮かばないということも時々お聞きをいたします。そういうふうな観光に来たお客さんに食として、食べるものとして満足できる点をしっかり提供する、また来てよかったという、そういうふうな言ってもらえるような情報を提供することが大事ではないかと思っておりますので、また、農業についても高齢化また人手不足が課題となってきておりますので、6次産業について主に質問したいと思っております。

まず、別府市としては、6次産業化についてその内容を簡単に説明してもらいたいと思っております。

- 農林水産課長（寺山真次君） お答えいたします。

6次産業化とは、1次産業である農林漁業者が、農林水産物の持っている価値をさらに高めるために、生産だけでなく、2次産業である加工、3次産業である流通・販売まで含め一体的に取り組むことでございます。農林漁業者が6次産業化に取り組むことにより、農林水産業や地域の活性化、農林漁業者の所得向上などの効果が見込まれます。

- 11番（穴井宏二君） では、市としては、具体的にどんな取組があるのか、簡単にお答えをいただきたいと思っております。

- 農林水産課長（寺山真次君） お答えいたします。

本市の具体的な取組としましては、自ら生産した生産物を加工してオリジナル商品の開発を行う加工、生産した農産物や、それを加工した商品の販売を目的とした直売所の運営、地元の農産物を活用したカフェやレストランなどの飲食店経営などが挙げられます。具体

的には、本市におきまして生産者が育てたシイタケをからし漬けなどに加工した漬物や、カボスをはじめ「かぼすドリンク」、それにカボス菓子、コショウなどに加工した商品を直売所での販売をはじめ旅館やホテルなどに卸したり、インターネットを通して販売を行っているケースがございます。

- 11番（穴井宏二君）ありがとうございます。今おっしゃった「かぼすドリンク」、またシイタケのからし漬けですね、これは非常に評判がいいですね。本当においしいという話を聞きます。

そこで、国のほうが数年前から6次産業化を推進しておりますけれども、どんな支援策があるのか、それから6次産業化のメリットについて、またデメリットも多少あると思うのですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

- 農林水産課長（寺山真次君）お答えいたします。

まず、6次産業化に対する国の支援策でございますが、これは多様な事業者と連携した新商品開発や販路開拓の取組支援をはじめ、加工・販売施設などの整備等、事業計画に基づく交付金の支給や事業化に必要な技術実証、マーケティング等に対する支援が行われております。

次に、6次産業化のメリットでございますが、地域の農林水産物のブランド化や農林漁業者の所得向上、新たな雇用の創出など地域の活性化が期待できるなどであります。

次に、デメリットでございますが、これは商品開発にかかるパッケージ費用や加工施設、直売所等の整備費用など、加工商品として販売するために初期費用が必要となります。また、完成した商品を販売するためには加工や流通、販売に関する知識や資格、商品売り込むための労力などが必要となるなどが考えられます。

- 11番（穴井宏二君）ありがとうございます。今メリット、またデメリット等おっしゃっていただきました。先日、佐賀県の鹿島市のほうに「海道しるべ」というところがありまして、視察に行かせていただきまして、そこには加工施設、もちろん販売もしているのですけれども、加工施設、また直売所等ありまして、6次産品を作りたいという方にそこで訓練というか、こういうふうな作り方ができますよとか、そういうふうなアドバイスをしているところがありまして、6次産業を目指したい、作りたいという方は非常にいいのではないかなと思いましたので、そういうふうな個人、また会社においても、6次産業にしてこれを別府の名産にしたいという方もいらっしゃると思いますので、そういうふうなところでどう対応していくかというのが大事になってくると思うのですけれども、そういうふうなところへの6次産業化への市としてのサポートが何かあれば教えてもらいたいと思います。

- 農林水産課長（寺山真次君）お答えいたします。

サポート体制に関しましては、大分県が6次産業化サポートセンターを設置し、電話相談窓口の開設や支援対象者への6次産業化プランナーの派遣、研修会を開催するなど支援が行われております。

また、本市においても、相談があれば助言や指導をしております。ただ、より専門的な内容になれば県のサポートセンターへつないだりしているところであります。これまで、本市へは個人や事業者から数件の相談が入っております。本年度も、事業者からの相談で県のサポートセンターなどと連携しながら支援をしているところでございます。

- 11番（穴井宏二君）はい、分かりました。では、6次産業化について市としての今後の方針はようになっておりますか。

- 農林水産課長（寺山真次君）お答えいたします。

個人や事業者から6次産業化への相談があった場合は、助言や指導を行うとともに、県の6次産業化サポートセンターへつなぐなどの取組はもちろんのことですが、6次産業に

特化した事業のみならず農業、林業、水産業、それぞれの既存の事業での支援制度もございます。相談内容を細かく聞き取る中で国や県と連携しまして、既存の支援事業への適用が可能となれば、その事業を活用するなど相談者への利便性を図ってまいりたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君） はい、分かりました。では最後に、通称海の駅とか、これは国のあれでできているようでございますけれども、海の駅、道の駅等でございます。6次産業化を推進するに当たりまして、直売所等の整備費用が主にデメリットとして答弁がございました。そこで、人が集まるような道の駅また海の駅、こういうのができれば、別府としてもびったりではないかなと思うのですね。

そこで、6次産業化の商品を消費者に販売できて、また農林漁業者の負担も軽減されて活性化につながるのではないかなと思うのですね。そこで、道の駅や海の駅の整備について、数年前の一般質問でも取り上げられたようでございますけれども、その後の取組、これについてはいかがでしょうか。

- 農林水産課長（寺山真次君） お答えいたします。

道の駅や海の駅は、国土交通省により登録された施設で、地域での連携機能として農林水産物の直売所などが整備されています。議員言われるとおり過去の一般質問でも取り上げられており、別府国際観光港とその周辺における提案がございました。現在、別府国際観光港周辺では、大分県が別府港再編計画を策定しており、その中の整備計画の一部ににぎわい施設の整備として地元向け農産物直売所やレストラン、カフェなどが考えられるものとして挙げられております。今後、整備する施設形態は、事業内容が具体化していく段階で国の所管省庁に県が確認を行うことになっております。

また、大分市が田ノ浦地区に道の駅を整備する計画を進めております。地域産品などの物販施設や飲食施設などを整備する予定となっており、令和5年度に工事に着手し、令和6年度にオープンを目指していると聞いております。

- 11番（穴井宏二君） はい、分かりました。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

では、次の項目、フリースクールについて質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

私もこのフリースクールにつきましては、昨年度の議会におきまして、フリースクールとの連携を図っていくとの最終的な答弁をいただきました。それによりましてフリースクールと学校、また教育委員会との現在の連携の進捗状況、これはどうなっているのか教えてください。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

学校職員による施設訪問や電話連絡、フリースクールからの報告書等により支援の状況及び当該児童生徒の状況についての共有が進んでいるところでございます。

別府市教育委員会といたしましても、大分県フリースクール等連絡協議会に参加し、県下の設置状況と支援の内容について把握するとともに、市内外の施設見学や情報交換等を行わせていただきました。

また、対象児童生徒の具体的な支援につきまして、関係者が協議を行うケース会議にフリースクールの職員の方に御参加いただくこともありました。個に応じた適切な支援を行うためには、具体的な支援方針の共有と役割分担が必要であるため、さらに連携を進めていく必要があるものと捉えています。

- 11番（穴井宏二君） このフリースクールの状況でございます。若干私も状況をお聞きに行かせていただいたことがございまして、別府もそうですし、大分も行かせてもらいました。そういう中でやっぱり共通しているのが、なかなかフリースクールそのものが認知さ

れていないと。いじめ、また不登校になった子どもさんが、また保護者がインターネット等を通してこのフリースクールという存在を知って初めて問合せがあることが多いということもおっしゃってありました。そういうふうな、また、フリースクールによっては来ていろんなことをやって勉強もしてやっているのですが、なかなか出席扱いになることが難しいということもございます。また、経費的な負担が非常にかかるということで運営も難しいということもありました。

そういうことで、その中の1点としまして、フリースクールを利用している児童生徒の出席扱い、これは別府市としてはどうなっておりますでしょうか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

不登校児童生徒が、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けているとき、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、学校長は指導要録上の出席扱いとすることができます。各学校長は、フリースクール代表者との面談や施設見学、各月ごとのフリースクールからの活動報告等を基に大分県フリースクールガイドラインを参考に出席扱いの判断を行っているところでございます。

○11番（穴井宏二君） ガイドラインを基に判断をしているということで、最近は別府市以外のところもお聞きする中で、出席になることも多くなったのではないかなと思っております。

あと、フリースクールの運営ですね、これが非常に大変だということで、なかなか認知されていない状況があるということで非常に厳しい、またフリースクールをやめたところもあるというふうにお聞きをいたしました。

そのフリースクールに関する補助事業でございますけれども、これは千葉市かな、千葉市では、ある要件を満たすことでその補助金の交付をしているということであります。不登校児童生徒への支援、また市内の活動拠点、営利を目的としない、またガイドラインに沿った支援が行われている、保護者に指導経過を報告する、学校にも報告をする、あと、ちょっともう1点何か数字的なことがありますけれども、これを見るとほとんどクリアしている条件となっておりますので、そういうふうなフリースクールの運営に関わる補助事業、これについてもぜひ他市の状況を鑑みながら、別府市としてもしっかりその存在意義を把握して補助事業についてやってもらいたいと思いますけれども、これについてのお考えはいかがでしょうか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

フリースクール等民間教育の運営に対する教育行政の関わりにつきましては、慎重に検討を行っていく必要があるものと捉えています。補助金に関しましては、国・県の動向を注視するとともに、他市町村や他県の支援の内容について把握を進めていきたいと思っております。

○11番（穴井宏二君） 不登校の支援につきましては、御本人や、また保護者等の周りの声を十分聞くことが大事だと思います。教育行政の今後、しっかり幅広い支援が大事になってくると思いますが、今後の方針についてはどうなっておりますでしょうか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

児童生徒の社会的自立に向け、心理士やスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの活用をさらに促進し、個に応じた適切な支援に向けたアセスメントを進めていきたいと考えております。また、個別の支援を進めるためには、関係者間の連携が非常に重要であると捉えています。ケース会議の開催を促進するとともに、年度内に別府市不登校児童生徒支援連絡協議会を立ち上げ、フリースクール等の民間施設を含めた関係者に御参加をいただき、不登校児童生徒支援の在り方について協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○11番（穴井宏二君） 今、先生の答弁をお聞きする中で、だんだん昨年からは別府市としても進んできたなというふうに感じております。

最後に、別府市にはフリースクールが2校しかないということで、電車やバスを利用する、また保護者がちょっと距離の遠いところを車で送迎している、そういうふうなこともあります。そういう面でも助成とか補助をしているところも、自治体もございますので、ぜひ幅広いフォローをお願いしたいなと思いますし、最後に、フリースクールをやっている中でよかったこと、これをちょっとお聞きしましたので、申し上げたいと思います。

最近、学校や教育委員会との連携ができてきた、情報共有ができてきた、サポート体制がだんだんできつつあること、不登校やいじめに対してだんだん共通認識ができてきた。それから、先ほどは認知度が低いと申し上げましたけれども、だんだん、きのうの「日曜討論」でも、NHKの「日曜討論」でもございましたけれども、いじめ対策、群馬県高崎市のいじめ対策等話がありましたけれども、そこでもフリースクールの話がございました。そういうふうなメディアを通してフリースクールの認知度がだんだん上がってきた。

それから、すばらしいなと思ったのは、「すばらしい」と言うのが適切かどうか分かりませんが、フリースクールという居場所を通して自分に自信を持って学校へ行く子どもが増えてきたですね。また、自信を持つ子どもが増えてきた、今申し上げましたけれども、そういうふうなこともございましたので、申し添えたいと思います。ぜひともフリースクールへの温かい御支援をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、コロナ禍における困窮学生への10万円の給付について質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

11月26日に閣議決定されました国の補正予算に、学生等の学びを継続するための緊急給付金が計上されましたけれども、まずその内容は何なのか、また緊急給付金の支援制度が必要とする困窮学生に行き渡るよう周知するため、別府市としてはどのように取り組んでいくのか、方針をお聞かせください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による世帯収入やアルバイト収入の減少などにより、学びの継続に支障を来す状況を踏まえ、昨年度、学生支援緊急給付金が給付されましたが、今回の国の補正予算においても引き続き厳しい状況にある学生を支援するため計上されたものであり、非課税世帯の学生などが大学に申請し、日本学生支援機構を通じて10万円が給付されるものです。

市では、この制度を周知するため、補正予算案の公表後、直ちに各大学へ概要をお知らせし、対象となる学生へ申請を促すとともに、今後、制度の詳細が示された際には市のホームページにも掲載して、支援が必要な学生に行き渡るよう、各大学と連携し周知をしていきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、多くの学生が長期にわたって非常に厳しい状況にあることがマスコミでも言われておりますし、今耳にすることもございます。そのような学生さんの状況を把握しておりますでしょうか。

また、千葉県の南房総市におきましては、学生の困窮状況を鑑みまして、国の対策に加えて市独自の支援として大学の1年生には5万円、2年生以上には10万円の給付、地方創生臨時交付金を活用して実施することとしておりますけれども、国の予算で追加される地方創生臨時交付金を活用して市独自のこのような救済措置といたしますか、対策は考えられないでしょうか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

文部科学省の調査では、感染症の影響による大学等の令和3年4月から8月までの中退者数は701人で、前年度比316人の増加、休学者数は4,418人で1,741人の増加と、とも

に増加しており、市内3つの大学におきましても、休学者数は21人で、前年度から29人減少したものの、中退者数は6人で、前年度に比べまして3人増加しています。また、緊急給付金の対象となる低所得者向け就学支援制度を利用している学生は、3つの大学で583人、在籍学生数の7%という厳しい状況となっております。そのため、昨年4月から活動協力謝礼金といった経済的支援やお米などの食糧支援など学生エールプロジェクトを実施し、生活が苦しい状況にある学生を支援してきましたが、追加の地方創生臨時交付金を活用した支援につきましては、今回の国の補正予算による緊急給付金制度のほか、国の低所得者向け就学支援制度などに加えて、さらに必要性があれば他の感染症対策との緊急性や優先度から実施について判断することが必要であると考えております。

- 11番（穴井宏二君）今の答弁の中で、お米とか食糧支援をしてきたと。これは社協との関係もあると思うのですがけれども、非常にすばらしいなと思います。評価したいと思いません。

最後に、意見を述べさせていただきたいと思います。コロナ禍の中でなかなかアルバイトができなかった。そういう中でオンライン授業のためにネット環境も自分でつくりたいといけない状況であった。昨年はほとんどオンライン授業でありましたけれども、授業料は全額納めまして、対面授業なしで学費も全額納めて、ネット環境も自分でつくりたいといけないという状況にあったのが少し疑問に思うところがあったという意見もお聞きしました。大学をやめたくないのに、やめなくてはならないという大学生もいらっしゃるようでございます。昨年の大学生への支援にもやはり一定の条件がありまして、狭過ぎるなという、ちょっと厳しいなという声もお聞きしましたので、ぜひとも未来を担う大学生、別府に来ている大学生のしっかりお声をお聞きして対応をお願いしたいと思えます。

では最後に、行政の縦割りについて質問をしたいと思えます。

縦割りと申しまして、一般的には悪いイメージがございすけれども、機能の面からいいますと、公また民間を問わず、効率的に課題を解決していくための組織的な役割分担ではないかなと思えます。行政におきましては、今、部や課でたまに関係が取れていなくて同じような事業があったり、また相談に行っても、こちらです、あちらですよという、回されるようなことがあります。いわゆる行政の縦割りということによって起こることもあるのではないかなと思っておりますけれども、市のほうとしてはそこら辺のメリット・デメリットと申しますか、それについてはいかがお考えでしょうか。

- 政策企画課長（行部さと子君）お答えいたします。

行政の組織機構ですが、業務内容につきましては、住民票などの手続の窓口だけでなく、保健や福祉、建設、環境、観光、農業、教育など生活に関して多岐にわたり関わりがあります。自治体の規模にもよりますが、この広い範囲を限られた職員で効率よく運営するために、分野ごとでもさらに業務が細分化され、部や課、係、担当者が把握する仕事の範囲が決められています。細分化された業務を機能別に組織を形成することで行政運営が効率的に行われるだけでなく、組織の意思決定が迅速に行われ、責任の所在が明確になります。業務が細分化され多岐にわたっているため、1つの窓口で対応が終わらない場合があることや、多様化したニーズへの対応に複数の部や課が関わる際、対応に時間がかかる場合などがありますが、横連係を取ることで課題解決を図っています。

- 11番（穴井宏二君）はい。今おっしゃっていただいたように、保健、福祉、建設、環境、産業、観光、農業、教育、様々な分野、施策、事業別に組織を分けることで責任の所在が明確になり、また意思決定が迅速になる、これは言えると思えます。専門性が高まって効率的に業務を処理できるというようなメリットがある一方で横断的な課題、よく議会答弁でも「全庁的に」とかありますけれども、横断的な課題に対しては責任の所在が曖昧になりやすいところもございす。意思決定に時間がかかったりすることもあります。全体的

なことよりも部分的なことが優先されたり、効果的な解決案が出ないということもありますので、そういう面もデメリットではないかなと思っているところがございますが、別府市としましても、そういうふうな弊害、まず弊害面から申しますと、そういうふうな弊害を解消するための改革に取り組んだこともあると思いますが、その取組内容と成果がありましたら、お願いします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

組織の体制として多様化する住民ニーズと新たな行政課題の解決に取り組むために、必要に応じて機構改革を行っており、スピード感を持った意思決定や業務の効率化、職員の力の集中・集約化などを図っております。今年度の4月に実施しました機構改革では、細分化されていた業務を集約して建設部の6課を4課に、またいきいき健康部に保険年金課、介護保険課、スポーツ推進課を設置し、今まで複数の部に分かれていた健康に関する事務事業を一元化しました。また、窓口対応につきましては、おくやみコーナーを設置して、御不幸の際の多岐にわたる手続について窓口を一本化して複数の課を回ることの解消を図るなど、市民サービスの向上に取り組んでいます。

○11番（穴井宏二君） 要するに、たらい回しの解消を図るということですね。おっしゃったおくやみコーナーにつきましては、かなり視察も多いということで、私ども、他県の公明党のほうからも問合せがあったり視察があったりしております、市民の方からも非常によかったという声も、ありがたいという声もあります。

また、ほかの面からいけば、おくやみコーナーはちょっとまた例外でよかったとしまして、市民の方から見ると別府市役所はやっぱり1つなのですね。ですから、こちらの課です、あちらの課ですよという、相談もあると思いますけれども、やはりそういうふうな縦割りの弊害解消に向けて、関係も大事ですけれども、縦割りの弊害解消に向けて何か課題を捉えているのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

複雑・多様化した地域課題に合わせて組織機構を見直すことで、対応できることは機構改革により図ってまいりますが、市民の皆様から見たときのいわゆる行政の縦割り感の解消につきましては、行政内部の意識が課題に挙げられると考えています。窓口での相談事などにつきましても、内容が多岐にわたる場合などは、関係した部署を御案内するだけではなく連携して解決に当たるなど、職員一人一人が市民に寄り添った対応を心がけることが必要と考えております。

○11番（穴井宏二君） かつての高度成長時代のように、社会全体がこの規模の拡大を求めるといふ時代には、むしろ縦割りが有効に機能したように思います。しかし、行政課題が高齢化・少子化によって複雑また高度化して、また昨年からの新型コロナ拡大後の社会を見ますと、分野横断的に組織の枠を超えて仕事を進めていくと申しますか、やっていくことが大事ではないかなと思うのですね。

今後、さらなる市民サービスの向上へ向けまして、どのようにこの改革に取り組んでいこうと考えているのか、そこら辺の意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

社会経済の変化や生活様式の変化により市民の意識や要望が多様化し、市民に寄り添ったサービスの提供や市民が抱える課題を解決するためには、単一部署だけの対応ではなく、部署間の関係を強化し、より包括的かつきめ細やかな対応が必要であるというふうにご考えております。そのため、これまで時代の変化やニーズに対応する数次にわたる組織機構の改革やおくやみコーナーの設置をはじめとした業務改革など、市民サービスの向上に向けた様々な取組を実施してきたところがございます。本年度からは、市民の皆様から電子メール等で寄せられた声を全庁的に情報共有する仕組みを導入し、各部署相互の関係を強化し、

課題を解決する体制を構築したところでございます。

今後も、全庁的に市民福祉の向上を図ることが自治体の使命であるということを全庁的に醸成し、市の仕事のやり方が本当に市民のためになっているか常に検証しながら、市民の視点に立って市民の満足度の高いサービスの提供に向けた改革の取組を進めていきたいというふうに考えております。

- 11番（穴井宏二君） ぜひ他の自治体また民間の事例等、そういうふうなところもしっかり参考に取り入れていくことが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

- 副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 副議長（小野正明君） 再開いたします。

- 10番（森山義治君） それでは、質問に入りますけれども、2の行方不明になるおそれのある認知症高齢者等の対応についてと、3のシニア層の婚活事業については、事前の打合せで納得いたしましたので、取下げていただきたいのですが、議長、よろしいですか。

- 副議長（小野正明君） はい、どうぞ。

- 10番（森山義治君） はい。それでは、まず公共交通事業者の運営状況、バス、タクシーについてお尋ねいたしますが、これまでの取組に感謝を申し上げまして、質問に入っていきます。

公共交通を取り巻く環境は、モータリゼーションの進化、そして人口減少や高齢化社会、また都市一極集中と地方の過疎化が進展する中で、特に地方の生活路線の交通維持は、年々厳しさを増しているようであります。また、このままではふだんの生活路線が一部なくなってしまうことが懸念されているようでもあります。特に新型コロナウイルス感染症の影響により人々の不要不急の外出、移動の自粛などで、他の産業も含めてであります、公共交通機関も全国的に戦後最大の危機的状況にあるようであります。

また、鉄道や路線バスにおいては、全国のJR各社で合計1兆850億円、大手私鉄16社で合計4,880億円の赤字のようであります。その内容といたしましては、1日127本の減便により定期利用者では3割以上も減少しているようでありますし、運賃の見直しが検討されていることが、2021年10月13日に報道されておりました。

このような状況は、各地方も同じようで、地域性や企業規模の違いはありますけれども、別府市内の各乗り合いバス事業におきましても、今日までに路線の減便や廃止など実施してきたようであります。特に2019年以降は、先ほども申しましたように新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い国民の不要不急の外出や移動の自粛などにより、さらに生活路線の減便や廃止、また貸切りバスやタクシー会社にしましても、稼働率の低下や減車が続き、最近では原油価格の高騰が重なり、さらに厳しさが増しているようであります。

そこで、お尋ねしますが、別府市内には路線バス事業者が2社ありますが、各種高速バスを含む路線バスの減便数と利用者数の推移、また各社貸切りバスの稼働率や収支状況について、2018年度と比較いたしまして、分かる範囲でその状況をお尋ねいたします。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

把握している限りになりますが、まず、別府市内を運行する路線バス事業者2社を合わせた路線バスの運行便数は、2018年は延べ数で年間24万2,749便、2020年度は22万3,712便となっています。そのうち新型コロナの影響などにより、2020年度に運休した便数は年間1万4,485便あり、率にして約6.5%運休しています。また、路線バス利用者の推移につきましては、2018年度は2つの事業者の合計で延べ682万4,000人でしたが、2020年度は392万1,000人で、2018年度と比較して57.5%の利用者数となっています。

また、貸切りバスにつきましては、市内貸切りバス事業者を含めて、こちらも把握している限りのバス会社の平均になりますが、2018年度の稼働率は約37%、2020年度は約18%で、マイナス19ポイントとなっています。

経営状況につきましては、各事業所とも路線バス事業や高速バス事業、貸切りバス事業など幾つかの事業を運営されていると思います。その全てを把握できているわけではありませんが、2018年度と比べて2020年度は、大きく減収している事業があると伺っています。

- 10番（森山義治君） 課長、調査するのに大変だったとは思いますが、別府市内の路線バスの減便数が、先ほどの答弁で、2年間で1万9,037便の減少、そのうちコロナ禍の影響で年間1万4,485便の運休があり、率にして6.5%の運休、また利用者数は2020年度と比較して42.5%の減少、また貸切りバスについても稼働率は、2020年度は2018年度と比較しておよそ19%減少しているということで、バス事業者の経営状況の厳しさがよく理解できました。

次に、タクシー事業者の稼働率についてお尋ねします。

別府市には、タクシー事業者が8社あるようですが、稼働率はどのような状況でしょうか。2018年度と比較して稼働率と収支状況について、分かる範囲でお尋ねいたします。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

こちらも把握している限りの市内タクシー事業者の平均になりますが、稼働率は、2018年度は約69%、2020年度は約52%で、2018年度と比較しまして17ポイント低下しています。また、収支状況についても、一部の事業所のみ把握ではありますが、2018年度と比較して減収と伺っております。

- 10番（森山義治君） 収支状況はまだわからないというようでありまして、なかなか発表できないところもあるのではなかろうか、そのように思っております。

稼働率が、2020年度は2018年度と比較して17ポイント低下しているとのことで、収支状況も悪化していることは予測できます。また、2021年度の稼働率は決算前なので分からないとは思いますが、コロナ禍の影響によりさらに稼働率も低下していることが予測されます。

そのような状況の中で、地域住民の代表者やバスやタクシー事業者の代表者、また障がい者の代表者などで23名が参加した別府市地域公共交通活性化協議会が開催されてきたようでありまして、この会議の協議内容はどうかだったのでしょうか。2018年度以降の、その協議内容についてお尋ねいたします。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

協議内容につきましては、東山地区や大所・小坂地区のデマンド交通実証運行に関することや、関の江地区の地域内フィーダー系統確保維持計画に関する事、別府市地域公共交通再編実施計画策定に関する事、別府市地域公共交通網形成計画の延長に関する事などを協議しており、2021年度は、これらの協議に加えまして別府市地域公共交通計画の策定について協議を行っているところです。

- 10番（森山義治君） 平成29年度以降、別府市の公共交通維持確保に向けて様々な協議をし、そして事業化していただきまして、移動手段をお持ちでない市民は、大変助かっていることだと察しております。

さらには地域公共交通計画を協議をしているとのことでありますが、この件については後ほど質問させていただきます。

それでは、次に公共交通活性化再生法についてお尋ねいたします。

公共交通を取り巻く環境の中で、御存じのように最近が高齢者の重大事故が多発する中、それに伴い運転免許の自主返納が増え続けているようでありまして。反面、移動手段の確保が重要な課題となっているにもかかわらず、人口減少や運転手不足などにより移動手段の

維持確保がますます困難になっているようでもありますし、特に2019年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格の高騰などにより各公共交通機関は、先ほどの答弁をお聞きいたしましたしても、さらに厳しい経営状況は皆様も理解できることだと察します。

そのような状況下で公共交通活性化再生法が改正され、その中で各自治体で地域公共交通計画を作成するようになってきているようでもあります。その内容を調べてみますと、国土交通省に届出のある自治体が、2021年8月末までに663件の地域公共交通計画が作成され、43件の公共交通利便増進実施計画が認定されているようでもあります。また、地域公共交通計画及び都市が抱える課題の立地適正化計画の両方を作成した地方自治体は、2020年12月末現在で257件、また、立地適正化計画の作成数は347件となっているようでもあります。

そこでお尋ねしますが、この事業とはどのような事業なのでしょうか。この事業内容についてと、別府市としては将来的に持続可能な公共交通の維持確保に対し今後どのようなお考えなのでしょうか。今後の計画についてお尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

地域公共交通活性化再生法の改正では、人口減少や労働不足が本格化する地方における移動手段の確保を図ることを目的に、地域が自らデザインする地域交通の取組を促進するため、地域公共交通計画の策定が努力義務化されています。安全輸送の観点から言いますと、計画の中で従来の公共交通サービスに加えて地域の移動ニーズにきめ細やかに対応するため、地域の多様な輸送資源を総動員させることなどが位置づけられており、高齢者が免許返納後も安心して移動ができる手段の確保が求められていると考えております。

現在、本改正法に基づき別府市地域公共交通計画を策定中で、住民ニーズや交通の需給バランスなどを調査し、市内全体の交通サービスの調整や利便性の向上を図りたいと考えています。

○10番（森山義治君） 課長答弁をお聞きしまして、法改正に基づき地域公共交通計画が徐々に進んでいることが理解できますけれども、特にコロナ禍においてテレビや新聞報道を見ましても、全体的に公共交通機関は、先ほども申しましたように戦後最大の危機的状況にあるようでもあります。

そこで、公共交通機関に対する助成についてですが、特に路線バス事業につきましては、公共という観点から見ますと、長崎県では長崎県営バス、また北九州市や熊本市、また佐賀市や鹿児島市などは、それぞれ市営バスを運行しております。本来は別府市も市営バスを運行してもよいのではないかと考えるところでございますけれども、比較的人口の少ない市町村では、そのような事業は困難であるということも理解できます。企業規模は違いますが、報道によりますと、大手航空会社では、2025年度末までにおよそ9,000人を削減する計画を2021年10月29日に発表しておりますし、このような人員整理の合理化は、今後地方の交通運輸産業にも波及してくることが予測されますことから、令和3年11月9日に大分県労働組合総連合会東部地域協議会に加盟する労働団体の代表者と私ども議員懇談会の議員団で、別府市に対して2020年度予算編成に対する自治体要請の中で、持続可能な社会基盤としての交通運輸体制の確立を目指すために補助金の要請をいたしております。

また、国は、2021年度補正予算案でコロナの影響を受けた事業者や生活困窮者などへの対策として、各自治体の裁量でコロナ対策に使える地方創生臨時交付金1兆2,000億円を確保したことが、11月27日に公表されておりますし、今国会で可決されるようでもあります。この臨時交付金を活用したバスやタクシー事業者に対する補助金交付についてはどのようにお考えでしょうか。他の市町村の状況を含めて御見解をお尋ねいたします。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

これまでの地方創生臨時交付金を活用した公共交通事業者の補助につきましては、御説明のありました県内の他市の例を見ますと、バスやタクシー1台につき1万円から5万円の補助や、感染拡大防止策に対する補助、また3密回避のためのスクールバスの増便や臨時便の運行などが見られます。

本市の取組としましては、これまで子どもエール弁当宅配事業では、宅配をタクシー事業者に委託し、また、別府みんなにエール券並びに別府帰ってきたエール券事業では、商店だけではなく交通事業者の登録を可能として公共交通の利用を促しております。また、高齢者の移動支援としてバスの回数券を補助する、ひとまもり・おでかけ支援事業では、これは年々制度を拡充して路線バスの利用者増につなげるなどの支援を行っているところでございます。

今回、国の補正予算で追加が予定されている地方創生臨時交付金を活用した市独自の支援につきましては、現在のところ、交付額等詳細が示されておりませんので明確なことは言えませんが、国・県を含む公共交通施策等を総合的に勘案して、また他の感染症対策の緊急・優先度等から支援についての判断をしまいたいというふうに考えております。

- 10番（森山義治君） そうですね、部長が言われますように緊急性や優先度から見ますと、これまでに国の臨時交付金を活用した各産業への助成金と同様に考えていただきまして、前向きにしっかり判断していただきますようお願いをいたします。

次に、特殊車両の上下分離式についてお尋ねします。

2階建てオープンバスや小型の特殊車両、また連節バスやUDタクシーなどについてですが、別府市は2020年の観光動態によりますと、日帰りと宿泊を合わせた総観光客数は442万7,103人で、前年から46.9%、人数でおよそ390万8,670人の大幅な減少となっていることを公表しておりますが、特に新型コロナウイルスの感染症の拡大により観光客が激減していることは、よく理解できました。現在は、新型コロナウイルス感染症は、大分県内でも収束傾向なので、その収束に伴い観光客も回復してくるのではないかと市民も期待をしているところであります。

そこで、反転攻勢の1つとして、別府市観光の先駆者であります油屋熊八翁が購入したことのあるオープンバスに類似したバスを購入し、地獄巡りや国東巡り、また耶馬溪観光などに使用してみたいかと思いますが。

また、現在、内成地区と別府駅を運行する小型の特殊車両についてであります。車両関係者にお聞きしましたところ、この車両は使用年数が21年を超えているようで、先ほどの課長答弁での減便数や収支状況をお聞きいたしましても、この特殊車両の買換えも困難な状況であると察します。

また、別府駅から国道10号亀川駅経由でアジア太平洋大学まで路線バスが運行しておりますが、特に朝や夕方のラッシュ時は何台も連なり運行しているようであります。この路線系統に118名乗りの連節バスを利用すれば渋滞緩和や、特に二酸化炭素の大幅な削減にもつながると考えます。また、UDタクシー購入にしましても、各事業者でこのような特殊車両を購入できる環境にはないと察します。

そこで、今回は安全輸送や環境の観点から、路線バスの上下分離方式について御見解をお尋ねいたします。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

施設や資産を自治体が保有して、交通事業者が運行を行います上下分離方式ですが、全国的に見て公共交通事業者は、営利事業として民間や公営の事業者によって独立採算を前提に運営されてきましたが、地方では、近年マイカーの普及や人口減少により利用者が減少していく中で、従来どおりの運営では採算性の確保による事業の継続が困難になってきていることが課題となってきています。

別府市では、現在策定中の交通計画に係る調査の中で、あらゆる交通手段を総動員して交通サービスの見直しを図った上で、持続可能な交通サービスとするためには、公費負担も重要な要素になってきますので、特殊車両の上下分離方式については、慎重に調査研究したいと考えています。

- 10番（森山義治君）ありがとうございます。慎重にしていこうということで理解いたしますけれども、前回の質問でお尋ねしましたことがあるのですが、そのようなことだと思っております。これまでの、それと公共事業に対し、冒頭に申しましたように様々な取組に感謝をしております。

路線バスの減便が、市長、毎年のように続けば、困るのは移動手段を持っていない市民でありますので、持続可能な公共交通を目指すためにも前向きに議論をお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、日中国交正常化50周年事業についてですが、政治とは切り離しての交流というのも理解しておりますが、まず歴史を振り返ってみますと、1937年からおよそ8年間続いた日本との戦争によって数千万人の人が互いにその苦しみを味わったようであります。その後、1950年代において中国政府は、国民に対して人民の恨みつらみの感情で対日政策を決めるのではなくて、戦争責任があるのは当時の首脳部であり、日本人民も犠牲者であると、互いに辛抱強く国民を説得しながら、それによって中国人民は友好関係に前向きになる姿勢を引き出すよう努力してきたと、そのようなことが若林一平の著書にあります。

また、1972年9月25日に、当時の田中角栄首相が中国の北京を初訪問し、周恩来首相との間で日中共同声明の調印式により日中間の国交正常化が成立し、2022年がその節目の50年となります。尖閣諸島等の課題はありますが、この間、1978年には日中平和友好条約を締結し、近年では2018年5月に中国の首相として8年ぶりとなる公式訪問により李克強首相が来日しておりますし、その年の10月25日から27日にかけて当時の安倍晋三首相が7年ぶりに中国北京を訪問しております。また、2021年10月8日には岸田文雄首相が中国の習近平国家主席と初の電話会談で両国関係の安定化を推進する方針で一致しております。

このような両国間の歴史の中で、別府市は、1985年7月26日に中国烟台市と友好都市としての盟約を結んでおりますが、烟台市との都市間友好交流についてどのような交流事業をしてきたのでしょうか。この5年間の主な交流事業についてお尋ねいたします。

- 文化国際課長（高木智香君）お答えいたします。

主な事業といたしましては、友好都市提携30周年記念として、当時の副市長を団長とする公式訪問団を2015年1月に派遣しております。翌2016年度から2019年度までは、毎年のように烟台市からの代表団や高齢者施設関係者、市民訪問団、さらには小中学生を含む青少年訪問団が別府市を訪れ、市内観光施設や福祉施設、中学校などを訪問し、相互交流を行っております。特に2018年度には別府市日中友好協会から当時の阿野会長外16名が烟台市を訪問しておりますし、同年5月に別府市にて開催されました「世界温泉地サミット」へも代表団8名が参加するなど、活発な交流を行ってまいりました。

残念ながら2020年からは新型コロナウイルス感染拡大によりお互いの国を行き来するような活動はできておりませんが、先日も交流担当課である烟台市の外事弁公室からもお手紙をいただき、これまで同様友好関係を続けていきたいと意思確認をしたところであります。

- 10番（森山義治君）答弁をお聞きしまして、2016年以降は青少年訪問団など烟台市から別府市への訪問が多く、逆に別府市からの烟台市への訪問が少ないこと、また新型コロナウイルスの感染拡大の影響も理解できますが、感染症が収束したならば公式訪問などの交流を再開していただきたいと思っております。

また、私ども日中友好協会としましても、少年団が別府に来たときは部屋に行って御挨拶をしたり、そのような交流も行っております。そのようなことで今後もしっかりまた計画を立てていただければなど、そのように思っております。

次に、御存じのように別府市には、先ほども申しましたが、民間交流を目的とした社団法人別府市日中友好協会が存在し、烟台市より友好都市締結 20 周年記念で寄贈していただきました八仙人彫刻像が、鉄輪地獄地帯公園内に建立されております。この清掃を会員が毎年 10 月頃に年間行事として清掃しておりますし、この清掃も交流事業の支えであると考えております。またいつの日か、別府市に中国の修学旅行などがたくさん入ってくればいいなと思いつつ、清掃をしているところでございます。

来年は北京オリンピックも開催される予定となっておりますが、別府市は国交正常化 50 周年事業として、今後烟台市との交流事業をどのようにお考えでしょうか。御見解をお尋ねします。また、計画があれば教えてください。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

毎年八仙人像の清掃を行っていただいているとのこと、感謝申し上げます。また、これまでも烟台市との様々な交流に御協力いただき、ありがとうございます。

2022 年度の国交正常化 50 周年に伴う事業についてですが、1992 年以来、周年事業として 5 年ごとに開催されておりました日中友好交流都市青少年卓球交歓大会も、世界的なコロナ禍の現状もあり、開催が見送られたと伺っております。別府市といたしましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外姉妹都市などとの交流は最小限にとどめている状況であります。

今後、様々な手法、実施可能な範囲で、これまで同様友好交流を続けていきたいと考えております。

○10 番（森山義治君） はい、ありがとうございます。課長の意気込みがよく分かりました。そして、コロナ禍の影響により海外姉妹都市との交流は控えているようですが、今後も、別府市日中友好協会や別府市を交えたオンラインですね、オンラインを活用した交流交歓会等も考えられますので、一度検討していただきますようお願いいたします。

次に、育児・介護休業法についてですけれども、男女が共同して子育てができるように、そして介護離職などを防ぐために、育児・介護が必要になったときに休業できる育児・介護休業法が制定されておりますが、この法律が 2021 年 6 月に改正され、いよいよ来年 2022 年 4 月より段階的に施行されることとなっております。しかし、日本においては特に男性の育児休業や育児休暇の取得率が低く課題となっているようであります。

そこで、法改正までの全国的な男性の取得率 2 年間で調べてみますと、実際に育児休業を取得した男性の取得率は、2019 年度はおおよそ 7%が、2020 年度はおおよそ 12%まで増えたようであります。また、報道によりますと、江崎グリコなどのように取得を義務づける企業も最近では増加傾向にあるようであります。この育児休業や育児休暇の取得率を上げるために、今回の法改正でどのようにその内容が改正されたのか。広報を兼ねてでありますけれども、その内容についてお尋ねいたします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

今回の法改正のポイントは、大きく 5 点ございます。1 つ目が、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備と労働者に対します育児休業の取得意向確認等の義務づけ、そして 2 つ目が、有期雇用労働者の取得要件のうち 1 年以上の継続雇用期間要件の廃止、そして 3 つ目が、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能な出産時育児休業の創設、そして 4 つ目が、分割して 2 回まで取得可能な育児休業の分割取得、そして最後に 5 つ目が、従業員数 1,000 人超の企業に対します育児休業の取得状況の公表の義務づけになっております。

○10番（森山義治君） はい、ありがとうございました。今回の法改正は、来年の4月より施行されるようですが、従業員がやはりこの法改正の意識を高めることが大変重要であると考えております。特に育児休業の場合、課長答弁のように改正前は引き続き雇用された期間が1年以上だった要件は、今回の法改正で撤廃され、例えばパートや非正規労働者には1日の所定労働時間が4時間以下の場合、また今まで国からの給付金が取得されなかった部分が、今回の法改正で全ての労働者が対象のようであり、また有期雇用の場合は、申出時点で同じ会社に引き続き1年以上雇用されている労働者も対象となったことなどを含めて、この法改正を市報あるいはチラシなどで広く広報していただきたいと考えますので、一度検討していただきますようお願いをいたします。

次に、子の看護休暇についてであります。夫婦がともに子育て支援ができて、誰もが働きやすい職場づくりは、今後少子化対策や子育て支援として重要な課題でもあります。しかし、市内の中小企業にとりましては、労働条件や賃金問題など労基法は遵守しても、育児・介護休業や子の看護休暇は、労使協定で賃金が無給の中小企業が多いようであり、そのような環境の中で東京都千代田区は、子の看護休暇を取得させた事業主に1件につき2万円を交付しているようであります。

別府市も、このような事業を事業化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

子の看護休暇につきましては、事業主に賃金の支払い義務がないため、有給・無給の判断は、企業の判断で決定することになりますが、有給の休暇として定めております中小企業に対しましては、一定の要件を満たしていれば両立支援等助成金が支給をされます。東京都千代田区では、子の看護休暇を有給の特別休暇として定め、一定の要件を満たす中小企業に対しまして奨励金という形で奨励金を交付しておりますが、国の助成制度も整備されておりますので、他市の状況等を把握しつつ、事業実施の必要性については調査研究してまいりたいと考えております。

○10番（森山義治君） ここ数年、矢継ぎ早に法律が改正されているようでありますし、大分県は生まれてよかった、住んでよかったと思っただけの子育て満足度日本一を目指していますので、その一つの事業として別府市が先頭を切ってこの事業を事業化していただきたいと考えまして、今回も質問をさせていただきました。

今後、育児・介護休業や介護休暇、また子の看護休暇が取得しやすい労働環境を目指すためや、その助成について中小企業の現状などを調査研究していただきますようお願いいたします。

大分時間も余りました、カットして。ということで、今日はここで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（議長交代、議長松川章三君、議長席に着く）

○16番（市原隆生君） 順番どおりに進めさせていただきます。

最初に、教育環境についてという項目を上げさせていただきました。教育環境というと、大人目から見ると、建物であったりという感じになりますけれども、子どもの目から見ると、もちろん教室とか校舎、建物であったり、また周囲にいる教職員、また自分たちのお世話をしてくれる支援員、ここに書いてあります支援員さんとか、そういった方、こういった子どもの周りにおられる方、また建物、環境、全てが教育環境だというふうに思っただけで、こういったテーマにさせていただきましたけれども、本当にこの支援員さんを最初にお聞きするわけですが、いきいきプランが始まったのがもう12年ぐらい前になるかと思っております。私のところの子どももまだ小学校に通っていた時代に県の補助があつて、2年ということでこのスタートが、いきいきプランが始まって、当時かなり授業に集中でき

なくて、授業中に走り回ったり、また教室を抜け出したりというようなことが問題になり始めてこういった人員配置をしていただくことになりました。2年でこの事業は終わりということでありましたけれども、当時の御配慮をいただきまして継続して、単費ですべて継続していただき、またさらに、当時に比べれば大方2倍に人員を増やしていただいて現場に対処していただいているというふうに思っております。

しかしながら、現場のお声を聞きますと、やはりそれでも、やっただいていただけのだけれども、やっぱり足りないということでありました。当時に比べて、そういった授業に集中できないというような子どもが増えているのかなというような思いもあるのですけれども、本当に当時と比べて、やはり十数年たって子どもたちの状況も変わっているのでしょうけれども、親の意識というのも大分変わってきたなというふうに思っております。当時は教育関係の方とお話をして、なかなかそういった状況にある子どもさんがいても、保護者はそれを障がいということでは認めたくないというようなことを言われておりましたけれども、最近では、うちの子はこういうふうにあるということで発達障がいではないか、そうであるというふうに言われる保護者の方もかなり多くなったなというふうに思っておりますし、そういったことでの相談をいただいたのが、今回のこのテーマを上げたきっかけであります。

こういった支援をいただくようになってもう十数年たった中で、今の学校現場における支援員さんの状況、今どのように支援をしていただいているのか、その点をまず最初にお尋ねしたいと思います。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

特別教育支援員は、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、学級担任や授業者と協力し補助的な支援を行います。具体的には、子どものそばに寄り添い、先生の指示を分かりやすく伝えたり、作業時のサポートを行ったりしています。また、話をじっくりと聞いて気持ちを落ち着かせたり、別室にて支援を行ったりする等、個のニーズに応じた対応を行っているところでございます。

○16番（市原隆生君） はい、ありがとうございました。あと、今、学校が終わってかなりの方が、かなりの方がというか、かなりの世帯で共働きをされているということの中から、習い事とか行かれる方はそっちのほうに行かれるのでしょうかけれども、児童クラブのほうで引き続きお世話になっているということで行かれております。当然その児童クラブに行かれる方の中にもそういった障がい、発達障がいということでちょっと特別な対応をしないといけないなというような方も行かれるわけでありましてけれども、その今、私、「指導員」と書いたら、「今、支援員というのですよ」ということでありました。昔は何か児童クラブのほうは「指導員さん」というふうに言っていたと思うのですけれども、今、児童クラブのほうでの対応というのはどのようになっていますか、お尋ねしたいと思います。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

特別な支援を必要とする園児・児童が入所する際に、医師の診断書や意見書を基に年間の支援計画を立てて、主に担当する支援員を決定し、その支援員を中心に支援を行っています。定期的に保護者、幼稚園、学校担当とも情報交換を行いながら、クラブに来所した際は、その児童に対し常時支援員がそばにいる状態で活動しています。

○16番（市原隆生君） 今、支援員さんについてもこういった子どもたちの状況、発達障がいのある子どもさんも来られているということが前提で、研修を今行っているということでありました。

実はこの相談をいただいたときに、学校ではこういった支援員をしていただく方がある。その保護者の方は、自分のところの子どもには発達障がいがあるのですということ言われて、学校ではそういう対応をしていただいているけれども、児童クラブに行っている

けれども、やはりそういった知識といいますか、対応の仕方というのがなかなか理解していないと誤った対応の仕方をして、子どもにとってはすごくストレスになってくるということがあって、実はうちの子は児童クラブをやめたのですよということで相談をいただいたわけです。

お聞きしてみると、もう既にそういった研修の取組というのはされているということでありましたけれども、私もこういった相談をいただく中で発達障がいってどんなのかなということでもいろいろ本を読んだりということをしているのですけれども、一口に発達障がいといってもいろんな状況があって、出方も違うし、対応の仕方というのも全然違う。今、研修を重ねているということでありましたので、そういったことについてもいろいろ勉強していただいているのだらうなと思います、学校の支援員さんについても、児童クラブの支援員さんについても。ただ、ちょうど私がその相談を受けた方というところが、ちょっとどういったことか分かりませんが、やめたという事実以外どういった対応をされたのかというのは分かりませんが、ちょっと届かなかったのかなというふうには思っております。

ただ、こうやって研修をやっていますよということなので、その点は理解し、またありがたいなというふうに思っているところでもありますけれども、こういった発達障がいについて勉強していく中で、いろんなことでの得意な分野はすごくあるのだけれども、不得意なところというのがなかなか理解されなかったり、またそういったところが理解されなところからのストレスになったりということもあるし、得意分野をきちっと伸ばしていただいたらすごい力を発揮するというところでもあります。よくスポーツとか音楽とかで活躍されている方の中でも、自分は発達障がいがあると、だからスポーツの分野ではすごく力を発揮できるけれども、あるところが非常に弱いので、そこは違う形でサポートしてもらえ方がきちっと理解をしてやってくれているというふうなところで非常に大きな力を発揮したりということもあるというふう聞いております。

今、こういった支援に関わっていただいている方についても、それぞれの学校または児童クラブの中で、こういった発達障がいの子どもたちに対してトラブルが起こらないように何とか通ってもらえるように、また学校を無事にといいですか、通過、卒業してもらえようというふうなところではなくて、さらに一歩進めてぜひともその子の特性を早く見出して、これはちょっと過剰なお願いかもしれませんが、そこで特性を見つけて大きな飛躍できるような、その特性が活かせるような指導の仕方ができるように、その高いところを目指して進めていただけたらいいなというふうに思っているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うためには、子どもの現状の把握と具体的支援の共通理解、専門的な知識の習得が必要であると考えております。子どもを理解して、その力を伸ばしていくためにも、研修が必要だというふうに捉えているところでございます。

研修の実施状況といたしましては、支援開始前の春休みに、特別教育支援員でございますけれども、支援開始前の春休みに学校説明会を開催し、業務についての確認を行っております。また、実際の支援を開始して一定の期間が経過した後に、支援の振り返りと改善及び専門性の向上に向けた研修会を実施しているところでございます。併せて学級担任と協力して支援を行う指導形態でございますので、日々の担任等との協議が、支援員のスキルアップにつながっているものと捉えております。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

特別な支援を必要とする園児・児童への支援を行うためには、この園児・児童個人に合っ

た適切で専門的な知識が必要であり、その習得に向けては実践的で多様な支援に携わった実績に基づく研修を受けなければならないと考えております。

別府市放課後児童クラブ連絡協議会では、毎月1回支援員部会研修会を実施しておりますが、年1回は大分県発達障がい者支援センターE C O A Lから副センター長・田中秀征先生を講師としてお招きし、困りのある子への育成支援について専門的な講習を行っております。また、同協議会の発達研修会では、月1回発達障がい者支援専門員、「スーパーバイザー」と呼んでおりますが、スーパーバイザーでもある阿部京子先生にお越しいただき、特別な支援を必要とする児童への適切な支援や相談について専門的な知見からアドバイスをいただきながら、児童個人個人の支援計画の実施と見直しを行っております。クラブの中にはスーパーバイザーを直接自分のクラブにお招きし、支援の強化に取り組んでいるところもあるようでございます。

- 16番（市原隆生君） この質問を上げて、それぞれ聞き取りで来ていただいてお話をする中で、実際にしっかり取り組んでいただいているのだということは十分分かりました。本当に先ほども申し上げましたように、そのことがさらに子どもたちを理解してあげられるということを通り越して大きな成果、またそういった特性を見つけて伸ばしていった、それがその子どもの大きな飛躍の台になったというぐらいの結果を出していただけたようになったらありがたいなというふうに思っております。今後ともこの努力を続けていただいて成果を出していただきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でこの項目は終わります。ありがとうございました。

続きまして、高齢者へのいたわりについてということで上げさせていただきました。

これも高齢者の方からいろいろ御意見といたしますか、お叱りをいただいたこともありまして、発端は、今度テルマスがなかなか運営が、もう別府市が取りやめるということから始まったわけですけれども、これはもう致し方ないというふうに私は思っておりますし、このうちのニュースでも温泉の施設として続けることが難しいのではないかなというようにことでありましたけれども、それはそうなのだろうなというふうに思っております。そこから、高齢者の方にとってみれば、まずこの発端というのは、温泉の入浴券というのがなくなりまして、それが回数券になり、これも廃止になって、これもただ行政のほうからの提案があって、一方的にはなくて、私もそういった理由をお聞きする中で賛成をしてみましたので、きちっとした理由があってこういった取りやめというふうに、かじを切ったのだというふうに、これは理解をしております。ただ高齢者の方にとってみれば、せっかくそのサービスにあずかれるぐらいの年になってきたのに、そこに来たらもうなくなっていたとか、そういった声をお聞きし、またお叱りもいただいたところなのでございます。

その代わりにいろんな事業を、そこで使っていた費用、例えば無料の入浴券とかだけではなくて、例えば敬老祝い金とかというのもやっておりましたし、それも今、100歳で差し上げるようになっていきますかね、そういったところにかじを切っていくと、今までのちょくちょくやっていたサービスを廃止して目に見える、目に見えるといいますか、実効性のあるサービスをしていこうということでやってまいりましたけれども、そのことも理解をし、また賛成もしてきましたので、私は間違ったことをしているとは思わないのですけれども、やはり高齢者の方、またそういった高齢者の仲間入りをされた方にとってみれば、なかなか納得できないという部分があるようでございまして、その辺、きちっと説明をしながら、こういったことはやめてきましたけれども、代わりにこういう事業でやって、実効性のある事業に切り替えたのですよ、実効性のあるというか、今の時代に合った事業に切り替えてきたというふうに私は理解をしておりますけれども、そのことが伝わっていないのかなというふうに非常に残念に思ったところでもあります。そういったところをもう

少し伝える工夫というのが必要だったのかなというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

高齢者入浴券につきましては、今年度より廃止、また敬老祝い金につきましては、70歳、75歳、80歳、90歳、100歳の節目にお祝い金を支給しておりましたが、令和3年度より100歳の方への長寿祝い金事業へ見直しを行いました。しかし、老人クラブへの補助金については、令和3年度より会員数に応じて補助金額を増額し、老人クラブの活性化へ、またバス回数券購入費を半額補助するひとまもり・おでかけ支援事業につきましては、平成29年度より事業開始当初1冊1,000円、1人当たり6冊を上限としておりましたが、令和元年度10冊、令和3年度より12冊を上限とするなど、高齢者の外出の機会の創出に向けた事業実施をしているところです。

今後とも、高齢者の方々の望む暮らしにつながるように、高齢者に寄り添った事業の実施に取り組んでまいりたいと思います。

○16番（市原隆生君） よろしくお祈いします。といいますか、今、課長が答えていただいたことというのは、本当によく私は理解できております。ただ、なかなか伝わっていないのかなという思いと、それからこういった高齢者サービスを受けられる年齢になられた方、ちょうどなられた方ぐらいが、「前、こういうことがあったのに、ないの」と言われる方がやっぱりあるわけなのですね。その辺の御理解をいただけるように努力していただけたらありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお祈いいたします。ありがとうございました。

次に、健康寿命についてお尋ねをしたいと思います。

この中で「ロコモについて」、それから「フレイルについて」というふうに書かせていただきました。この辺、私もあまり理解をしていなくて、ロコモというのは、年を重ねることによって身体的に衰えてくることについて何ほか抵抗していこうということでの内容ではないかなと思っておりました。フレイルについては、これは精神的に衰え、気持ちが萎えてくるといいますか、そういった2つ違った面で年を重ねる中でいろんなことが弱くなっていくというふうに理解をしていたのですけれども、いや、そうではないのですよと。フレイルの中の一つで、フレイルというのは全部ひっくるめたことであるということでありました。その中で運動機能が弱くなる、また気持ちも萎えてきて、動く気持ちもなくなってくる。それから、そういったことからいろんな健康、自分で健康に気をつけていこうという気持ちもなくなっていくようなところにつながるのかなというふうに思っております。

実はこの内容を入れさせていただいたのは、あるところでこのフレイルの対策事業としてeスポーツ、コンピューター対戦ですね、コンピューターによるスポーツの対戦を取り入れ、またそれを行政がそういった高齢者の方に指導しながらフレイル対策を行っているというようなところがありましたし、私も大分近づいてきているのかなという気もあるのですけれども、そういった中でこの高齢者の方と接する機会も多くなりました。また、そういった方たちがなかなか運動できない、また、しようとしてもなかなか参加する人が多くなならない。例えばグラウンドゴルフとか補助している方があるのですけれども、そういった方たちのところに集まらない、集まってくれないというようなこともあるということでありました。この健康寿命を延ばすということについては、やはり2つ、身体的にも肉体的にも衰えていかないような努力というのをしないとなかなか防げないのかなという気がしております。

その中で、この別府市としまして、どういったことをこの事業をして取り組んでいるのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

フレイルの要因の一つであるロコモ予防を意識した筋力の維持向上のための運動習慣のきっかけづくりとして、歩数計の貸出しや身近なウォーキングコースの紹介、ゆったりストレッチ教室、足腰に負担の少ないノルディックウォークの個別相談会や体験会などを実施しております。また、運動と口腔ケアをセットで体験する教室や体力維持向上とバランスの取れた食生活を学習する教室など、生活習慣改善プログラムとしてこれまで2回ずつ開催し、またオンラインにより開催した身近で簡単な運動や食事などの研修会の開催内容の動画をホームページで紹介し、幅広い年齢の方が活用できるように取り組んでいます。

また、市報と一緒にフレイル予防を掲載した健康特集号を全戸配布し、別府市老人クラブ連合会と協力しフレイルチェックシートの配布も現在始めております。また、足腰に支障を来して教室などに参加が難しい方も含めて多くの方々に活用してもらう目的で、運動や食事に関して開催した事業のDVDを作成し貸出しを始めたところでございます。

今後も、様々な形で予防や実践を身近で可能となる機会を提供していくよう取り組んでいきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） 本当に様々な取組を、もうしていただいているということでありました。ただ、やはり先ほど申し上げましたけれども、高齢者の方がどんどん増えてきて、そういった肉体的にも精神的にも衰えを感じるといいますか、そういう、私もそこに近づいていっているのかなという気もしたりもするし、当然高齢化が進む中でここに入ってこられる方も増えてくるというふうに理解をしております。

様々な自治体でいろんな取組をしているのかなというふうに思っておりますし、取り組みやすい、先ほども答弁の中で市報でお伝えしたりということもありました。お話をいろいろ聞くと、やっぱり目が見づらくなって文字的に何かこう、情報を得るのが難しいという声もよく最近お聞きするようになったのですね。そういった文字で出していますよというのは、なかなか伝わりにくくなっているというふうに理解をさせていただいたらいいかかなというふうに思っております。それに代わる方法というのもなかなか難しいところもありますけれども、その点もしっかり取り組んでいただいて、このロコモ、フレイル、これ、今後の取組としてどのようにお考えか、その点をお聞きしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

高齢者が長く健康で充実した生活を送るためには、心身の少しの衰えにもいち早く気づき改善に取り組むことが重要だと考えております。今後も自分の健康状態に気づき、自身で取り組める予防方法の周知や広報をはじめ、フレイル予防を念頭に置いた身近な場所での健康教室等の機会の提供と実施に努めながら、高齢者並びに市民が実践できるよう環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） ぜひ、よろしく願います。本当にさらに高齢化というのが進んでまいりますので、健康寿命を延ばすというようなことというのは、やはり市の財政のほうも限りがある財政ですので、その辺健康面、医療面等で無駄なといたら、これは語弊がありますけれども、なるべく出費を抑えられるような形が取ればというふうに私も思っておりますし、しっかり努力していきたいなというふうに思っているところであります。

それでは、最後の質問に移ります。よろしく願います。

公共施設の設備ということで掲げましたけれども、これはひとえにトイレのことなのです。この質問を上げるときに、市外の議員さんから、別府市、大分県の中の第2番目の都市でありますから、いろんな県内の大会等、スポーツにしる文化にしるいろんなことでここで開催されます。そのたびに県内外になりますかね、いろんな人が来られるわけでありましてけれども、特に子どもさんの場合、子どもの場合、我々が子どもさんのときには洋式トイ

レというのが珍しいぐらいで、ほとんどの家庭では和式トイレでありました。記憶に、いまだにすごく記憶しているのですけれども、修学旅行で関西方面に、私は山口県でしたので、関西方面に行くことになりまして、そのときに何の研修があったかという、トイレの使い方、洋式トイレの使い方の研修がありまして、それをいまだによく覚えております。（「どんな内容だったか」と呼ぶ者あり）後で教えます。そういったことであります。今はもうほとんど家庭のトイレというのは洋式、和式のトイレをいまだに家庭で使っているというところは難しい、なかなかないのではないかなというふうに思っております。

大分といいますか、別府以外のところ、うちのまちの子どもが、別府で大会があって行ってトイレができなかったと言っておったという中で、今の子はしゃがむことを、しゃがむトイレではないので足首が硬いのだと。だから、なかなか和式をそのまま使うのができなくてというような話もしておりました。

やはりトイレぐらい、議場でトイレの話ばかりするのもどうかと思うのですけれども、やはりこれぐらいは最小限整えておかないといけないのかなというふうに思いました。やはり別府市はいろんなところからお客さんが見えますし、いろんな施設に関わっておられます。いろんな施設を使って人が集まっていたという現状があります。やはりトイレは大事だというふうにそのお話を聞いて非常に思ったのですね。

これは、お聞きしたときには別府市の体育館の話でありました。そこはやっぱり施設も古いし、ずっと使っている施設でありますので、現状そうだなというふうに思いながら聞いていたわけでありまして、やはり和式から洋式に替えていくという中でも、学校のトイレも今度替えていただきましたけれども、非常に、2つを、2つないと広さが確保できないということでありました、その便器を置く。そういった難しさというものもあるというふうにもよく理解はしておりますけれども、やはりお客さん、たくさん来てくださいということ言っている別府市でありますので、その辺のお迎えする立場としてトイレぐらいはやっぱりちゃんといけぬのかなというふうに思ったところであります。

市内のトイレですね、まだ和式が、整っていないところもあるかと思うのですけれども、これはスポーツ施設も含めて今後のその計画というのはどのようになっているか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

先ほど大会のことということでお話しいただいたのが、市民体育館のことではなかろうかと推察されますが、確かに市民体育館につきましては、建築後30年以上経過し非常に老朽化が進んでおります。継続して使用する場合は大規模な改修が必要となります。しかしながら、先ほど来お話があるように和式トイレは、子どもさんや、特に高齢者の方には使いづらいものでございますので、今後のスポーツ施設の改修計画の中で検討したいと考えております。

○16番（市原隆生君） よろしくお願ひします。あと、これはどうなのかなというふうな思いがありますけれども、例えば和式を簡単に洋式風に仕立ててポータブルトイレといひますか、ポータブルの機器みたいなものが出ております。そういったのを使うのがいいのかどうかというのは分かりませんが、そういった高齢者の方、または子どもさんがたくさん使うようなときにそういったものも使えるのかどうかということもちょっと検討してもらえたらいいのかなというふうに思っております。これは答弁は結構ですけれども。あと、もう1個入れさせていただいたのが、災害時に避難所となる施設ということで上げましたけれども、これは当然災害のときに指定する避難所がありますから、こういった大きな施設といへども避難所になっていないところもあるかと思ひます。ただ、前の地震のときもありましたけれども、災害、大きな地震があったときに非常に感じたのは、避難する側の心理として、とにかく大きなところ、安心をまずしたいということで逃げられるの

ですね。だから市がここをでは避難所として開設していますよ、指定していますよということではなくて、まず大きな施設に行けば何とかなるだろうという形で避難をされたようであります。行ったけれども開いてなかったからという声は、当時はなかったかというふうに思うのですけれども、後で避難所はどうなっているのということで収まったあとで聞いたりしたのですけれども、とにかくいつやってくるか分からないわけでありますから、災害、地震等があったときにはどこでも、とにかく大きい施設に行って安心をしたいということではあります。

そういった意味で、トイレの整備というのはそういった意味でも、そこで避難所の案内をしていただければいいわけでありますけれども、トイレの整備というのはこういった意味でも必要ではないかというふうに考えておりますけれども、その点お考えがありますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

熊本地震避難生活に関わるアンケートにおきまして、「地震直後に避難所で不便に思ったことは何ですか」という問いに対しまして、食事や冷暖房を押さえてトイレが1番となっております。その理由といたしましては、「和式便器が多い」、あと、「温水便座がない」などという回答になっております。また、新潟県中越地震に関する住民アンケート調査では、3割以上の方が、「トイレが心配で水分を控えた」と回答しています。水分の摂取不足は体調不良の原因になりますので、注意が必要だと考えております。

また、2016年4月に内閣府防災担当では、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを公表いたしております。高齢者や障がい者等にとっては、和式便器の使用は極度に困難であるので、既存トイレを洋式便器化していくことが望ましいと。特に避難所となる施設の新設や大改修の際には、洋式便器の設置や災害時の水使用の観点から、節水型に置き換えていくことを推奨すべきと明記されております。

当市におきましては、断水時や下水道管の破損時に備えるべく、小中学校の20か所を目標に洋式型便器のマンホールトイレを年次計画で導入し、災害時に備えているところでございます。このような観点から、公共施設再編計画による改修時には、防災の視点を取り入れた改修となるよう施設管理担当課と調整し、災害への備えに取り組んでいきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） そうですね、災害のときには本当にマンホールトイレ等、私も見たことがありますけれども、そういった設置もできるのかなというふうに思っておりますけれども、日常的に使うところについても、別府市市民はもとより、多くの外から来ていただくということをこれからも発信していくわけでありますので、受入れの設備としてその辺、きちっとお迎えできるように努めていただきたい、このことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分 散会